



発行 新潟県

**第 26 号**

平成31年4月2日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 354 指定代理納付者の指定（地域政策課）
- 355 指定代理納付者の指定（地域政策課）
- 356 指定代理納付者の指定（地域政策課）
- 357 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 358 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の休止届（福祉保健課）
- 359 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健課）
- 360 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の変更届（福祉保健課）
- 361 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 362 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 363 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 364 保安林の指定解除（治山課）
- 365 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 366 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 367 土地改良事業変更計画の適当決定（農地計画課）
- 368 公共測量の終了通知（監理課）
- 369 公共測量の終了通知（監理課）
- 370 公共測量の終了通知（監理課）
- 371 公共測量の終了通知（監理課）
- 372 公共測量の終了通知（監理課）
- 373 公共測量の終了通知（監理課）
- 374 公共測量の終了通知（監理課）
- 375 公共測量の終了通知（監理課）
- 376 公共測量の終了通知（監理課）
- 377 公共測量の終了通知（監理課）
- 378 公共測量の終了通知（監理課）
- 379 道路の区域変更（道路管理課）
- 380 道路の区域変更（道路管理課）
- 381 道路の供用開始（道路管理課）
- 382 道路の区域変更（道路管理課）
- 383 道路の供用開始（道路管理課）
- 384 道路の区域変更（道路管理課）
- 385 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 予算の公表（財政課）
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催（消防課）
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催（消防課）
- 調理師試験の実施（健康対策課）

特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）  
特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）  
一般競争入札の実施（警察本部会計課）

**病院局告示**

- 3 公金の収納事務の委託（病院局業務課）
- 4 新潟県病院局財務規程による指定代理納付者の指定（病院局経営企画課）

**正 誤**

平成31年1月29日付け県報第8号主要目次及び新潟県病院局管理規程第4号中（病院局業務課）

**告 示****◎新潟県告示第354号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」にかかる寄附金歳入
- 3 指定期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

**◎新潟県告示第355号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地  
第四ディーシーカード株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」にかかる寄附金歳入
- 3 指定期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

**◎新潟県告示第356号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定した。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定代理納付者の住所及び名称  
新潟県新潟市中央区上大川前通8番町1245番地  
第四ジェーシービーカード株式会社
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと新潟応援寄附金」にかかる寄附金歳入
- 3 指定期間  
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

**◎新潟県告示第357号**

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項に

においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1丁目6番13号	平成31年3月31日
クオール薬局 南高田町店	上越市南高田町4-21	平成31年3月31日
ファーマライズ薬局 三条店	三条市大野畑6-18-5	平成31年2月28日
ファーマライズ薬局 十日町店	十日町市春日町二丁目108番地	平成31年2月28日
南魚沼センター薬局	南魚沼市六日町2634-4	平成31年2月28日
トリム薬局 春日新田店	上越市春日新田1丁目20番30号	平成31年2月28日

#### ◎新潟県告示第358号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
医療法人愛広会 聖籠クリニック	北蒲原郡聖籠町大字蓮瀧2251-8	平成31年2月28日

#### ◎新潟県告示第359号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
金子 益美（柔道整復）	金子接骨院	三条市興野3-10-5	平成31年2月1日
茂野 恵智郎（柔道整復）	茂野接骨院	柏崎市上田尻1001-3	平成31年2月18日

#### ◎新潟県告示第360号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

氏名	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
八島 拓也(柔道 整備)	燕市佐渡5141 大手薬品燕チャ レンジャー店店 内	施術 所	こしん接骨院	やしま接骨院	平成31年3月5日

## ◎新潟県告示第361号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の 種類	指定年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会 メンタルケア中条	十日町市中条己2941	精神通院医療	平成31年4月1日
共栄堂薬局 おもて町店	長岡市表町4-2-1	精神通院医療	平成31年4月1日
共栄堂薬局 南高田町店	上越市高田町4-21	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ有田薬局	上越市下源入585-3	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡1-28	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ長岡薬局	長岡市城内町1-611-1 長岡駅北部2F	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎2-2478-1	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ西新発田薬局	新発田市住吉町4-8-25	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26-27	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20-18	精神通院医療	平成31年4月1日
メッツ県央薬局	三条市須頃2-101-2	精神通院医療	平成31年4月1日

## ◎新潟県告示第362号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第63

条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
新潟県厚生農業協同組合連合会 中条第二病院	十日町市中条己2941	精神通院医療	平成31年3月31日
クオール薬局 おもて町店	長岡市表町4-2-1	精神通院医療	平成31年3月31日
クオール薬局 南高田町店	上越市高田町4-21	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ太陽薬局	長岡市旭岡1-28	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ長岡薬局	長岡市城内町1-611-1 長岡駅北部2F	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ川崎薬局	長岡市川崎2-2478-1	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ西新発田薬局	新発田市住吉町4-8-25	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ胎内薬局	胎内市あかね町26-27	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ嵐南薬局	三条市東本成寺20-18	精神通院医療	平成31年3月31日
メッツ県央薬局	三条市須頃2-101-2	精神通院医療	平成31年3月31日
そよかぜ薬局	上越市東雲町1-6-13	精神通院医療	平成31年3月31日

### ◎新潟県告示第363号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 区域

姫津漁業協同組合の地区及び佐渡漁業協同組合の地区のうち佐渡市北狄、戸地、戸中の区域

#### 2 区分

10トン未満の漁船により主として刺し網を使用して営む漁業

#### 3 届出年月日

平成31年2月22日

## ◎新潟県告示第364号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成31年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
新潟県東蒲原郡阿賀町小出字桃ノ木平5031の4、5031の30、5031の31、5031の36、5031の37、5031の49、5031の51、5031の52、5031の53、5031の55
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

## ◎新潟県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐渡市の金井土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成31年4月2日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 就任
 

理事	佐渡市千種乙446番地1	本間 清一 (理事長)
〃	〃 泉乙808番地1	野虻 弘一
〃	〃 金井新保乙604	石船 孝夫
〃	〃 中興乙1565	清天 進
〃	〃 千種甲478	金田 秋則
〃	〃 平清水222	本間 誠一
〃	〃 中興乙1381	飯田 新一
〃	〃 金丸280番地1	臼杵 康雄
〃	〃 金井新保乙297番地1	児玉 廣志
〃	〃 貝塚502	田中 文夫
監事	〃 千種丙3番地2	畠山 一彦
〃	〃 泉乙5	北見 公次
〃	〃 中興乙1355	高野 信雄

就任年月日 平成31年3月13日
- 2 退任
 

理事	佐渡市千種乙446番地1	本間 清一 (理事長)
〃	〃 金井新保乙132	仲川 芳信
〃	〃 千種甲524	清水 明
〃	〃 金井新保乙996	渡邊 義浩
〃	〃 平清水520番地1	金田 英次
〃	〃 中興乙1334番地2	渡辺 直行
〃	〃 中興乙1464	植田 日出夫
〃	〃 金丸175	舟崎 康晴
〃	〃 貝塚845	石井 美明
監事	〃 金井新保乙149	本間 和明
〃	〃 泉乙5	北見 公次
〃	〃 中興乙104	金原 進

退任年月日 平成31年3月12日

## ◎新潟県告示第366号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新潟市の新津郷土地改良区の定款の変更を平成31年3月20日認可した。

平成31年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

### ◎新潟県告示第367号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、次の土地改良事業計画の変更を適当と決定したので平成31年4月3日から平成31年5月8日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県南魚沼地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	縦覧の書類	縦覧の場所	根拠条文
南魚沼市 南魚沼土地改良区	南魚沼	維持管理事業	変更	土地改良事業 変更計画書の 写し	南魚沼市役所	第48条

#### 1 異議の申出について

この土地改良事業計画の変更の適当決定について異議がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

#### 2 土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えについて

(1) この土地改良事業計画の変更の適当決定については、上記1の異議の申出のほか、この土地改良事業計画の変更の適当決定があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更の適当決定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第368号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角英世

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 平成30年11月1日から平成31年3月8日まで

3 作業地域 長岡市今朝白二丁目、今朝白三丁目、福住一丁目及び福住二丁目の全域並びに今朝白一丁目及び台町二丁目の一部

### ◎新潟県告示第369号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角英世

1 作業種類 公共測量(県営農地環境整備事業 坂口新田地区 確定測量)

2 作業期間 平成30年9月7日から平成31年3月8日まで

3 作業地域 妙高市坂口新田地内

**◎新潟県告示第370号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業（一般）西山内郷地区 上山田換地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年8月20日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 柏崎市西山町上山田地内

**◎新潟県告示第371号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業（面的集積型）下田尻地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年8月20日から平成31年3月8日まで
- 3 作業地域 柏崎市大字下田尻地内

**◎新潟県告示第372号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（都市計画図修正測量）
- 2 作業期間 平成30年7月25日から平成31年2月22日まで
- 3 作業地域 新潟市内 江南区・秋葉区の一部

**◎新潟県告示第373号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 精密水準測量（地盤変動調査）
- 2 作業期間 平成30年8月23日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域 上越市全域

**◎新潟県告示第374号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（都市計画基本図修正）
- 2 作業期間 平成30年5月9日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域 合併前上越市の一部、頸城区の一部、大潟区の一部、柿崎区の一部

**◎新潟県告示第375号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県南魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世



- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 藪神北部地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年8月1日から平成31年3月11日まで
- 3 作業地域 南魚沼市芹田ほか地内

◎新潟県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局信濃川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業期間 平成30年8月27日から平成31年1月11日まで
- 3 作業地域 新潟市

◎新潟県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年12月25日から平成31年3月1日まで
- 3 作業地域 新発田市島潟地区

◎新潟県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県新潟地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 巻東町地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成30年7月24日から平成31年3月20日まで
- 3 作業地域 新潟市西蒲区巻東町ほか地内

◎新潟県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	新	(A)7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B)12.0～63.0メートル	7,675.4メートル

加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで		(C)28.1～129.0メートル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで		(D)15.6～163.8メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三条市下保内字六反田74番1まで		(E)14.0～37.8メートル	547.2メートル
三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで		(F)15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで		(G)17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで		(H)15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで		(I)17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで		(J)17.0～47.4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1まで		(K)14.9～48.0メートル	755.8メートル
新潟市秋葉区鎌倉字蓮田737番1から 南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1まで		(L)13.4～62.0メートル	877.0メートル
南蒲原郡田上町大字田上字山田丙1431番1から 加茂市寿町1530番1まで	旧	(A)7.0～22.0メートル	6,633.6メートル
南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1から 加茂市寿町1530番1まで		(B)12.0～63.0メートル	7,675.4メートル
加茂市大字加茂字五反田2732番1から 同市大字下条字横道乙701番1まで		(C)28.1～129.0メートル	734.8メートル
加茂市大字下条字横道乙703番1から 同市大字下条字中谷地甲1672番1まで		(D)15.6～163.8メートル	1,001.6メートル
加茂市大字下条字中谷地甲1671番1から 三条市下保内字六反田74番1まで		(E)14.0～37.8メートル	547.2メートル

三条市下保内字上谷地116番1から 同市北野新田字川東206番1まで	(F) 15.2～47.0メートル	686.6メートル
三条市井栗字藤ノ木甲722番2から 同市北野新田字川東195番1まで	(G) 17.0～48.8メートル	43.8メートル
三条市北野新田字川東195番1から 同市北野新田字川東185番まで	(H) 15.0～31.2メートル	131.2メートル
三条市北野新田字五郎田71番から 同市井栗字梅田乙344番まで	(I) 17.8～43.2メートル	522.8メートル
三条市井栗字道田丙949番から 同市須戸新田字石田1285番まで	(J) 17.0～47.4メートル	503.8メートル
南蒲原郡田上町大字田上字蛇喰丙3075番1から 南蒲原郡田上町大字田上字与五右エ門通丙1942番1まで	(K) 14.9～48.0メートル	755.8メートル

備考1 上記(A)、(B)、(C)、(D)、(E)、(F)、(G)、(H)、(I)、(J)、(K)及び(L)は、関係図面に表示する敷地の部分をいう。

2 路線の重用

一部区間県道長岡栃尾巻線及び県道村松田上線と重用

◎新潟県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与板関原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市藤川字出戸824番3から	新	8.8～11.0メートル	128.0メートル
同市藤川字出戸1683番8番まで	旧	8.8～11.0メートル	127.8メートル

◎新潟県告示第381号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 与板関原線
- 2 供用開始の区間

長岡市藤川字出戸824番3から同市藤川字出戸1683番8まで

3 供用開始の期日 平成31年4月2日

### ◎新潟県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新座八箇線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市新座字三ツ山乙971番5から	新	24.0～36.8メートル	51.0メートル
同市新座字三ツ山乙971番1まで	旧	24.0～33.0メートル	51.0メートル

### ◎新潟県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 新座八箇線
- 2 供用開始の区間  
十日町市新座字三ツ山乙971番5から同市新座字三ツ山乙971番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年4月2日

### ◎新潟県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 落合六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
南魚沼市野中字庄カヘ山ヨリヒヘ畑沢迄776番1から	新	30.6～56.2メートル	68.2メートル
同市舞台字浦ノ山745番1まで	旧	30.6～52.8メートル	68.2メートル

### ◎新潟県告示第385号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 落合六日町線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市野中宇庄カへ山ヨリヒへ畑沢迄776番1から同市舞台字浦ノ山745番1まで
- 3 供用開始の期日 平成31年4月2日

## 公 告

### 予算の公表について（公告）

平成31年3月19日新潟県議会において議決された平成31年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算及び平成30年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

## 平成31年度新潟県一般会計予算

平成31年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,259,710,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		
款	項	金額
第1款 県 税		千円
第1項 県 民 税		255,080,000
第2項 事 業 税		67,776,000
第3項 地 方 消 費 税		59,221,000
第4項 不 動 産 取 得 税		58,508,000
第5項 県 民 税		4,601,000
第6項 ゴ ー ル フ ー 場 利 用 税		2,312,000
第7項 自 動 車 取 得 税		516,000
第8項 軽 油 引 取 税		1,893,000
第9項 自 動 車 税		24,105,000
第10項 鉦 区 税		32,735,000
第11項 狩 獵 区 税		47,000
第12項 核 燃 料 税		12,000
第13項 産 業 廢 棄 物 税		3,210,000
		144,000
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		85,315,000
		85,315,000

第3款 地方譲与税	第1項 地方特別譲与税 第2項 地方揮発油譲与税 第3項 石油ガス譲与税 第4項 自動車重量譲与税 第5項 森林環境譲与税 第6項 航空機燃料譲与税	43,072,000 38,500,000 4,088,000 207,000 204,000 71,000 2,000
第4款 地方特例交付金	第1項 地方特例交付金 第2項 子ども・子育て支援臨時交付金	2,596,110 1,351,000 1,245,110
第5款 地方交付税	第1項 地方交付税	237,700,000 237,700,000
第6款 交通安全対策交付金	第1項 交通安全対策特別交付金	461,000 461,000
第7款 分担金及び負担金	第1項 分担金 第2項 負担金	5,783,816 1,698,502 4,085,314
第8款 使用料及び手数料	第1項 使用料 第2項 手数料	15,238,452 11,368,206 3,870,246



第9款	国库庫支	出金	第1項 国库庫庫 第2項 国库庫庫 第3項 国库庫庫	金 金 金	150,019,713 28,931,912 117,665,786 3,422,015
第10款	財産	収入	第1項 財産運 第2項 財産運	収入 収入	4,427,994 929,928 3,498,066
第11款	寄附	金	第1項 寄附	金	79,720 79,720
第12款	繰入	金	第1項 特別会計繰入 第2項 基金繰入	金 金	37,796,785 4,752,829 33,043,956
第13款	諸収	入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利子収入 第3項 公営企業貸付金収入 第4項 貸付金収入 第5項 受託事業業収入 第6項 収益事業業収入 第7項 利子割算金収入	入 入 入 入 入 入 入	140,449,410 203,707 9,336 14,108,751 106,205,970 10,474,250 2,809,880 7

	第 8 項 雑	入	6,637,509
第 14 款	県 債		281,530,000
	第 1 項 県 債		281,530,000
第 15 款	繰 越 金		160,000
	第 1 項 繰 越 金		160,000
歳 入	合 計		1,259,710,000

2 歳 出		項 目	金 額
款	項	目	額
第 1 款	議 會 費	第 1 項 議 會 費	1,458,182 1,458,182
第 2 款	總 務 費	第 1 項 政 策 費 第 2 項 政 務 管 理 費 第 3 項 政 務 調 査 費 第 4 項 政 務 統 計 費 第 5 項 政 務 統 計 費 第 6 項 政 務 統 計 費 第 7 項 政 務 統 計 費 第 8 項 政 務 統 計 費	29,379,134 3,953,961 13,807,436 739,190 7,317,863 1,110,039 2,052,107 145,883 252,655
第 3 款	県 民 生 活 ・ 環 境 費	第 1 項 県 民 生 活 費 第 2 項 県 民 生 活 費 第 3 項 県 民 生 活 費 第 4 項 県 民 生 活 費 第 5 項 県 民 生 活 費	10,282,256 4,760,970 3,886,676 561,532 335,425 737,653

<p>第4款 福祉保健費</p>	<p>第1項 福祉国保 第2項 医務 第3項 医師・看護職員確保対策 第4項 高齢福祉 第5項 健康 第6項 生活衛生 第7項 障害児 第8項 少子化 第9項 家庭 第10項 策</p>	<p>費 費 費 費 費 費 費 費 費 費</p> <p>170,675,287 24,891,042 44,550,717 6,703,843 1,843,450 41,445,414 5,426,293 3,453,856 20,855,874 2,465,141 19,039,657</p>
<p>第5款 労働費</p>	<p>第1項 労働委員 第2項 政 雇 用 第3項 職 業 能 力 開 発</p>	<p>費 費 費</p> <p>3,069,781 131,224 550,550 2,388,007</p>
<p>第6款 産業費</p>	<p>第1項 産 業 政 策 第2項 産 業 創 業 支 援 第3項 産 業 振 興 第4項 商 業 地 場 産 業 振 興 第5項 産 業 立 地</p>	<p>費 費 費 費 費</p> <p>120,523,637 2,054,964 102,649,524 2,401,536 286,526 10,904,454</p>

	<p>第 6 項 観 光 費</p>	<p>2,226,633</p>
<p>第 7 款 農 林 水 産 業 費</p>	<p>第 1 項 農 業 総 務 費                  第 2 項 地 域 農 政 推 進 費                  第 3 項 農 産 園 芸 費                  第 4 項 農 産 營 業 及 通 費                  第 5 項 農 産 品 流 通 費                  第 6 項 食 産 業 費                  第 7 項 食 産 業 費                  第 8 項 畜 産 業 費                  第 9 項 水 産 業 費                  第 10 項 林 業 管 理 費                  第 11 項 農 地 基 盤 整 備 費                  農 地 計 画 費</p>	<p>93,870,206                  4,267,627                  9,044,903                  1,742,878                  3,661,966                  358,817                  920,374                  4,857,314                  15,394,210                  5,616,845                  46,261,880                  1,743,392</p>
<p>第 8 款 土 木 費</p>	<p>第 1 項 土 道 管 理 費                  第 2 項 道 橋 路 橋 費                  第 3 項 河 川 岸 費                  第 4 項 砂 防 費                  第 5 項 都 市 計 画 費                  第 6 項 建 築 費                  第 7 項 交 通 策 費</p>	<p>159,699,444                  11,698,210                  65,361,600                  30,739,179                  16,903,487                  6,829,110                  14,798,833                  2,415,077</p>

	第8項 港振興費 第9項 港灣費 第10項 港灣空費	466,789 9,433,944 1,053,215
第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費 第2項 警 察 行 政 費	52,829,340 48,578,164 4,251,176
第10款 教 育 費	第1項 教 育 總 務 費 第2項 教 育 中 等 校 費 第3項 教 育 中 等 校 費 第4項 教 育 特 別 支 校 費 第5項 教 育 生 徒 指 導 費 第6項 教 育 生 徒 進 修 費 第7項 教 育 文 化 推 進 費 第8項 教 育 保 健 推 進 費 第9項 教 育 私 立 教 育 振 興 費 第10項 教 育 大 學 教 育 振 興 費	180,786,069 8,995,002 88,311,269 47,945,366 19,730,162 454,032 538,029 2,726,378 526,979 10,027,994 1,530,858
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費 第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,878,421 2,381,311 6,497,110
第12款 県 債 費		303,296,132

第13款	第1項	第1項	第1項	費
支 出 金	公 司	公 司	公 司	費
第1項	公 司	公 司	公 司	費
第2項	公 司	公 司	公 司	費
第3項	公 司	公 司	公 司	費
第4項	公 司	公 司	公 司	費
第5項	公 司	公 司	公 司	費
第6項	公 司	公 司	公 司	費
第7項	公 司	公 司	公 司	費
第8項	公 司	公 司	公 司	費
第9項	公 司	公 司	公 司	費
第10項	公 司	公 司	公 司	費
第11項	公 司	公 司	公 司	費
第12項	公 司	公 司	公 司	費
第13項	公 司	公 司	公 司	費
第14款	公 司	公 司	公 司	費
歳 出	公 司	公 司	公 司	費
歳 計	公 司	公 司	公 司	費

第2表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	新潟県LANシステム・住民基本台帳ネットワークシステム・共通基盤システム運用管理委託契約	平成32年度から平成36年度まで		412,335千円				
	国税連携システムASPサービス提供業務委託契約	平成32年度から平成35年度まで		16,838千円				
	平成31年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務	平成31年度から平成41年度まで		元金1,177,000千円及び当該額に対する利子相当額				
	財務会計システム運用保守業務委託契約	平成32年度から平成36年度まで		140,940千円				
	地震被害想定調査業務委託契約	平成31年度から平成32年度まで		114,818千円				
	国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科新潟地域医療学講座設置協定	平成32年度から平成33年度まで		134,000千円				
	離職者等再就職訓練委託契約	平成32年度		112,398千円				
	若年者職業能力開発訓練委託契約	平成32年度		16,031千円				
	海外展開加速化支援事業補助金交付決定	平成32年度		139,500千円				
	イノベーション推進事業補助金交付決定	平成32年度		90,000千円				
	次世代産業技術創出支援事業補助金交付決定	平成32年度		20,000千円				



公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	平成32年度から平成42年度まで	公益財団法人にいがた産業創造機構が平成31年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額150,000千円を限度としてその損失を補償する。	812,160千円	新潟県信用保証協会が平成31年度に行う新潟県県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	平成32年度から平成42年度まで		350,000千円	
生産性革新等挑戦投資促進事業補助金交付決定	平成32年度		34,350千円	
企業立地に関する補助金交付決定	平成32年度			
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	平成31年度から平成32年度まで			新潟県信用農業協同組合連合会が平成31年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金100,150千円が回収されなかつた場合は、その損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	平成32年度から平成49年度まで			農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,960,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	平成32年度から平成49年度まで			農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業近代化資金利子補給契約	平成32年度から平成51年度まで			漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額244,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成32年度から平成41年度まで			漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額30,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者等に融通する場合は、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
畜産経営体質強化支援資金利子補給契約	平成31年度から平成56年度まで			新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営体質強化支援資金を総額66,000千円の範囲内で県の承認を得て畜産経営者に融通する場合は、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額

新潟県農林公社事業資金損失補償契約 (相手方 株式会社日本政策金融公庫)	平成31年度から 平成86年度まで	株式会社日本政策金融公庫が平成31年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける造林資金(森林整備活性化資金を含む)4,134千円及び当該額に対する利子(遅延利息を含む)相当額が回収されない場合に生じる損失(契約に定める補償履行日まで)に生じる利子を含む)を補償する。
国営柏崎周辺2期農業水利事業負担金	平成32年度から 平成43年度まで	506,227千円
国営新川流域農業水利事業負担金	平成32年度から 平成47年度まで	1,397,499千円
国営かんがい排水事業信濃川右岸1期地区工事請負契約	平成32年度	300,000千円
国営かんがい排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	平成32年度	29,700千円
国営かんがい排水事業佐渡地区工事請負契約	平成32年度	40,000千円
国営基幹水利施設ストックマネジメント事業山北揚水機場地区工事請負契約	平成32年度	46,000千円
国営農地防災排水事業西蒲原排水4期地区工事請負契約	平成32年度	120,300千円
国営湛水防除事業落堀川地区工事請負契約	平成32年度	200,000千円
国営湛水防除事業八丁潟地区工事請負契約	平成32年度	300,000千円
国営ため池等整備事業忠平地区工事請負契約	平成32年度	50,000千円
国営地盤沈下対策事業西蒲原2期地区工事請負契約	平成32年度	50,000千円
国営経営体育成基盤整備事業三和中部第1地区工事請負契約	平成32年度	8,000千円

県営経営体育成基盤整備事業国府川左岸2期地区工事請負契約	平成32年度	20,000千円
県営経営体育成基盤整備事業松浦地区工事請負契約	平成32年度	34,000千円
県営経営体育成基盤整備事業女川地区工事請負契約	平成32年度	37,000千円
県営経営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	平成32年度	145,000千円
県営経営体育成基盤整備事業羽茂沖地区工事請負契約	平成32年度	17,000千円
県営経営体育成基盤整備事業荒川地区工事請負契約	平成32年度	48,000千円
県営経営体育成基盤整備事業福島地区工事請負契約	平成32年度	59,000千円
県営経営体育成基盤整備事業上原地区工事請負契約	平成32年度	14,000千円
県営経営体育成基盤整備事業中ノ通地区工事請負契約	平成32年度	15,000千円
県営経営体育成基盤整備事業別所地区工事請負契約	平成32年度	50,000千円
県営経営体育成基盤整備事業桑山地区工事請負契約	平成32年度	57,000千円
県営経営体育成基盤整備事業吉里地区工事請負契約	平成32年度	14,000千円
県営経営体育成基盤整備事業米納津佐渡山地区工事請負契約	平成32年度	160,000千円
県営経営体育成基盤整備事業開田六地区工事請負契約	平成32年度	29,000千円

県営経営体育成基盤整備事業高田中部地区工事請負契約	平成32年度	10,000千円
県営経営体育成基盤整備事業高田南部地区工事請負契約	平成32年度	17,000千円
県営経営体育成基盤整備事業長嶺地区工事請負契約	平成32年度	29,000千円
県営経営体育成基盤整備事業高野地区工事請負契約	平成32年度	111,000千円
県営経営体育成基盤整備事業蛙屋地区工事請負契約	平成32年度	41,000千円
県営経営体育成基盤整備事業本条地区工事請負契約	平成32年度	44,000千円
県営経営体育成基盤整備事業今池地区工事請負契約	平成32年度	58,000千円
県営経営体育成基盤整備事業岡野町地区工事請負契約	平成32年度	44,000千円
県営経営体育成基盤整備事業広島地区工事請負契約	平成32年度	55,000千円
県営経営体育成基盤整備事業大和沢地区工事請負契約	平成32年度	21,000千円
県営経営体育成基盤整備事業山島地区工事請負契約	平成32年度	110,000千円
県営経営体育成基盤整備事業和田・横瀬地区工事請負契約	平成32年度	29,000千円
県営中山間地域対策事業六箇地区工事請負契約	平成32年度	10,000千円
県営中山間地域対策事業川茂地区工事請負契約	平成32年度	11,000千円

県営中山間地域対策事業八手地区工事請負契約	平成32年度	36,000千円
県営中山間地域対策事業泉盛寺開田地区工事請負契約	平成32年度	10,000千円
県営中山間地域対策事業上達地区工事請負契約	平成32年度	9,000千円
県営中山間地域対策事業上片貝地区工事請負契約	平成32年度	9,000千円
県営中山間地域対策事業若析地区工事請負契約	平成32年度	32,000千円
県営中山間地域対策事業山本地区工事請負契約	平成32年度	29,000千円
県営中山間地域対策事業浦田福島地区工事請負契約	平成32年度	10,000千円
県営中山間地域対策事業道之下地区工事請負契約	平成32年度	34,000千円
県営中山間地域対策事業杉野沢地区工事請負契約	平成32年度	25,000千円
県営中山間地域対策事業姿地区工事請負契約	平成32年度	20,000千円
県営中山間地域対策事業赤沢地区工事請負契約	平成32年度	24,000千円
一般国道353号環境調査委託契約	平成32年度	10,000千円
一般国道459号道路改築工事請負契約	平成32年度	290,000千円
県道佐渡縦貫線緊急地方道路整備工事請負契約	平成32年度	30,000千円

県道柏崎高浜堀之内線電源立地工事請負契約	平成32年度	80,000千円	
一般国道292号猿橋橋上部工事請負契約	平成32年度	400,000千円	
一般国道403号下条川橋上部工事請負契約	平成32年度	150,000千円	
一般国道403号仮設橋賃借契約	平成32年度から平成35年度まで	40,000千円	
県道新発田津川線仮設橋賃借契約	平成32年度から平成36年度まで	450,000千円	
県道新潟五泉間瀬線仮設橋賃借契約	平成32年度	3,000千円	
県道出戸村松線仮設橋賃借契約	平成32年度から平成35年度まで	40,000千円	
県道山ノ相川下条停車場線仮設橋賃借契約	平成32年度から平成35年度まで	40,000千円	
県道川谷十町歩線仮設橋賃借契約	平成32年度から平成35年度まで	40,000千円	
一般河川福島潟広域河川改修工事請負契約	平成32年度から平成33年度まで	1,000,000千円	
一般河川太田川広域河川改修詳細設計費用負担協定 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成32年度	240,000千円	
二級河川大野川広域河川改修工事請負契約	平成32年度から平成33年度まで	300,000千円	
一般河川西又川災害関連仮設橋賃借契約	平成32年度	16,000千円	
一般河川西又川河川災害復旧関連緊急仮設橋賃借契約	平成32年度	20,000千円	

大谷沢仮設橋賃借契約	平成32年度から平成33年度まで	12,000千円	
見附下新町線橋梁上部工事請負契約	平成32年度から平成33年度まで	500,000千円	
黒井藤野新田線橋梁上部工事請負契約	平成32年度から平成33年度まで	500,000千円	
黒井藤野新田線橋梁下部工事請負契約	平成32年度から平成33年度まで	250,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	平成31年度		金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額816,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新潟市)	平成32年度から平成33年度まで	10,156千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 長岡市)	平成32年度から平成33年度まで	24,380千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 上越市)	平成32年度から平成33年度まで	25,962千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 三条市)	平成32年度から平成33年度まで	16,894千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 柏崎市)	平成32年度から平成33年度まで	13,320千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 新潟市)	平成32年度から平成33年度まで	7,398千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 小千谷市)	平成32年度から平成33年度まで	5,608千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 加茂市)	平成32年度から平成33年度まで	7,616千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 十日町市)	平成32年度から平成33年度まで	1,654千円	

県営住宅敷地賃借契約 (相手方 見附市)	平成32年度から 平成33年度まで	12,592千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 村上市)	平成32年度から 平成33年度まで	8,022千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 燕市)	平成32年度から 平成33年度まで	11,136千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 糸魚川市)	平成32年度から 平成33年度まで	3,346千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 妙高市)	平成32年度から 平成33年度まで	6,636千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 五泉市)	平成32年度から 平成33年度まで	3,004千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 阿賀野市)	平成32年度から 平成33年度まで	4,226千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 佐渡市)	平成32年度から 平成33年度まで	3,104千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 魚沼市)	平成32年度から 平成33年度まで	4,586千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 南魚沼市)	平成32年度から 平成33年度まで	2,620千円	
県営住宅敷地賃借契約 (相手方 胎内市)	平成32年度から 平成33年度まで	2,852千円	
公営住宅長岡地区(寿町住宅)住戸改善工事請負契約	平成32年度	204,795千円	
吉田病院改築工事基本設計委託	平成32年度	50,000千円	
新潟コンベンションセンター監視設備更新工事請負契約	平成32年度	77,547千円	



新潟西警察署空調設備改修工事請負契約	平成32年度	116,203千円
両津交番(仮称)建築工事請負契約	平成32年度	22,633千円
妙高警察署庁舎建築工事請負契約	平成32年度から 平成33年度まで	1,564,597千円
車阿捜査支援システム貸借契約	平成32年度から 平成39年度まで	1,234,017千円
道路標識管理システム改修業務委託契約	平成32年度	9,900千円
新潟盲学校・新潟聾学校統合校(仮称)校舎・体育館 建築工事請負・工事監理委託契約	平成32年度	2,967,414千円
新潟県奨学金貸付金回収業務委託契約	平成32年度から 平成33年度まで	4,376千円

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路事業費	11,454,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
河川事業費	14,461,000				
海岸事業費	670,000				
海砂防事業費	7,452,000				
街路事業費	696,000				
公園事業費	627,000				
公営住宅建設事業費	286,000				
港湾事業費	5,016,000				
空港事業費	394,000				
水産事業費	172,000				
漁港事業費	591,000				
林道事業費	580,000				
治山事業費	4,252,000				
農地事業費	11,596,000				
災害復旧事業費	2,724,000				
学校教育施設等整備事業費	2,019,000				
生涯学習施設等整備事業費	824,000				
社会福祉施設整備事業費	635,000				
施設整備事業費(一般財源化分)	292,000				

地域活性化事業費	1,265,000		
防災対策事業費	3,314,000		
地方道路等整備事業費	18,607,000		
合併特例事業費	2,530,000		
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	143,000		
河川等整備事業費	210,000		
臨時高等学校改築等事業費	1,958,000		
警察施設整備事業費	884,000		
交通安全施設整備事業費	625,000		
本庁舎改修事業費	61,000		
県民会館改修事業費	173,000		
地域機関改修事業費	637,000		
石綿対策事業費	114,000		
地域プロジェクト事業費	78,000		
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000		
県立大学整備事業費	123,000		
国立・国定公園施設整備事業費	20,000		
地域用水環境整備事業費	38,000		
柏崎アークアパーク改修事業費	142,000		
医療体制整備事業費	128,000		
漁業調査船建造事業費	652,000		

えちごトキめき鉄道株式会社補助事業費 北越急行株式会社補助事業費 公共施設等除却費 行政改革推進債 借換債 臨時財政対策債 退職手当債 減収補てん債 合計	68,000 39,000 1,013,000 8,376,000 131,804,000 35,700,000 932,000 7,120,000 281,530,000				
---	--	--	--	--	--

平成31年度新潟県債管理特別会計予算

平成31年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231,652,826千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
1 歳 入

款	項	金	額
第1款 県債費収入			千円
	第1項 繰入金		231,652,826
			231,652,826
歳	入	合 計	231,652,826

2 歳 出	款	項	金	額
第 1 款	県 債 費	第 1 項 県 債 費	231,652,826 231,652,826	千円
歳	出	合 計	231,652,826	

平成31年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算 平成31年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,101,297千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	款 項	金 額
第1款 地域づくり事業貸付	諸 収 入 第1項 諸 収 入 第2項 繰 越 金	千円 2,101,297 463,595 1,637,702
歳 入	合 計	2,101,297

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 地 域 づ ぐ 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 債 権 出 金	第 1 項 貸 付 債 権 出 金	2,101,297
	第 2 項 貸 付 債 権 出 金	第 2 項 貸 付 債 権 出 金	637,702
	第 3 項 貸 付 債 権 出 金	第 3 項 貸 付 債 権 出 金	463,595
	合 計	合 計	1,000,000
歳 出		金 額	2,101,297



平成31年度新潟県災害救助事業特別会計予算

平成31年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,057,596千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 災害救助事業収入	第1項 国庫支出金	1,057,596	千円
	第2項 財産収入	49,234	
	第3項 寄附金	1,237	
	第4項 繰入金	500	
		227,368	

	第5項 第6項 第7項	諸 県 分	担 金 及 び	収 入	入 債 金	2,686 687,733 88,838
歳	入	合	計			1,057,596

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 災 害 救 助 事 業 費	第 1 項 災 害 救 助 費	1,053,096	千円
	第 2 項 災 害 救 助 積 立 金	984,632	
	第 3 項 災 害 救 助 債 権 出 金	1,237	
	第 4 項 災 害 救 助 債 権 出 金	66,351	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	4,500	
		4,500	
歳 出 合 計		1,057,596	

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
災害援護資金貸付事業費	千円 9,733	普通貸借	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第14条第2項の規定による。		
被災者生活再建支援事業費	678,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。		
合 計	687,733					

平成31年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

平成31年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ189,234,482千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 国民健康保険事業収入	第1項 分担金及び負担金 第2項 国庫支出金 第3項 財産収入 第4項 繰入金 第5項 諸収入	189,234,482 54,131,125 50,582,139 4,388 12,757,941 71,758,889
歳 入	合 計	189,234,482

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 国民健康保険事業費	第 1 項 総務費	189,234,482	
	第 2 項 事業費	3,935	
	第 3 項 基金積立金	187,643,368	
	第 4 項 諸支出金	4,388	
	合計	1,582,791	
歳 出	合 計	189,234,482	

平成31年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成31年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ379,261千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金 第2項 諸収入 第3項 繰越金	379,261 41,203 223,112 114,946
歳 入	合 計	379,261

2 歳 出		
款	項	金 額
第 1 款 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	379,261 379,261
歳	出	合 計
		379,261



平成31年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算

平成31年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,010千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第1項 財産収入 第2項 寄付金 第3項 繰入金 第4項 諸収入	8,010 64 10 7,935 1
歳 入	合 計	8,010

2 歳 出		金 額	千円
第 1 款 心 身 障 害 児 者 総 合 費	第 1 項 基 金 積 立 金	8,010	
	第 2 項 繰 出 金	11	
		7,999	
歳 出	合 計	8,010	

平成31年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

平成31年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,046,045千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 取 入	第1項 繰 入 第2項 繰 入 第3項 繰 入 第4項 繰 入	1,046,045 5,874 424,415 250,000 365,756

1,046,045	計
	入 合 歳

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費	第 1 項 貸 付 費	業 務 費	1,046,045
	第 2 項 貸 付 費	業 務 費	570,248
	第 3 項 貸 付 費	業 務 費	280,545
		業 務 費	195,252
歳 出 合 計		計	1,046,045

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金 貸付	千円 250,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	

平成31年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

平成31年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ257,971千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
1 歳 入

款	項	金額	額
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 繰入金	122,375	千円
	第2項 諸収入	484	
	第3項 繰越金	70	
第2款 木材産業等高度化推進資金		121,821	
第2款 木材産業等高度化推進資金		133,496	

	第1項 諸 第2項 県 第3項 繰	収 入 債 金	75,625 43,000 14,871
第3款 林業就業促進事業 貸付金	第1項 繰	金	2,100 2,100
歳	入	合 計	257,971



2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款	林業改善事業資金費	第 1 項 貸付事業費	122,325 122,325
第 2 款	木材産業等高度化推進事業資金費	第 1 項 貸付事業費 第 2 項 県債費	118,625 86,000 32,625
第 3 款	林業就業促進事業資金費	第 1 項 貸付事業費	2,100 2,100
第 4 款	予備費	第 1 項 林業改善資金予備費 第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,921 50 14,871
歳 出		合 計	257,971

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金費 貸付	千円 43,000	普通貸借	年11パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。 ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

平成31年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成31年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81,181千円と定める。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業	第1項 繰入金	81,181
	第2項 諸収入	329
	第3項 繰越金	61
歳 入	合 計	80,791
歳 入	合 計	81,181

2 歳 出		項	金	額
第 1 款	沿 岸 漁 業 改 善 事 業 付 出 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費		81,131 千円
第 2 款	予 備 費	第 1 項 予 備 費		50
歳 出		合 計		81,181

平成31年度新潟県有林事業特別会計予算

平成31年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ148,426千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 県有林事業収入	第1項 国庫支出金	148,426
	第2項 財産収入	37,139
	第3項 繰入金	14,022
	第4項 県債	90,749
	第5項 繰越金	4,700
		1,816

千円

歳	入	合	計	148,426

2 歳 出		項	金	額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費	業 費		147,426
	第 2 項 県 債 出 金	債 出 金		57,302
	第 3 項 繰 上 償 還 金	繰 上 償 還 金		66,124
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	予 備 費		1,000
歳 出	合 計			148,426

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 4,700	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫について、利率の見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	



平成 31 年度新潟県用地先行取得事業特別会計予算

平成31年度新潟県用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ739,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。  
(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 用地先行取得事業収入	第1項 財産収入	739,000
	第2項 県債	150,000
歳 入 合 計		589,000
		739,000

千円

2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 用 地 先 行 取 得 事 業 費	第 1 項 事 業 費	739,000	
	第 2 項 県 債 費	589,000	
		第 2 項 県 債 費	150,000
歳 出 合 計			739,000

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
用地先行取得事業費	千円 589,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し、 た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合 計	589,000				

平成31年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

平成31年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ526,617千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	526,617 千円
	第2項 繰入金	524,702 1,915
歳 入	合 計	526,617

2 歳 出		項	金	額
第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費	第 1 項 専 業	業 出 費	526,617	千円
	第 2 項 繰 上 出	金	1,915	
歳 出		合 計	524,702	
			526,617	

平成31年度新潟県流域下水道事業特別会計予算

平成31年度新潟県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,138,208千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		項 目	金 額
第 1 款 流 域 下 水 道 事 業 収 入	第 1 項	分 担 金 及 び 負 担 金	14,138,208
	第 2 項	使 用 料 及 び 手 数 料	5,306,834
	第 3 項	国 庫 支 出 金	431
	第 4 項	財 産 収 入 金	3,475,000
	第 5 項	繰 上 収 入 金	891
	第 6 項	諸 債 収 入 金	2,038,586
	第 7 項	県 債 収 入 金	248,124
	第 8 項	繰 上 収 入 金	2,741,000
歳 入	合 計		14,138,208

2 歳 出		項 目	金 額
款	項	額	千円
第 1 款 流 域 下 水 道 事 業 費	第 1 項 管 理 費	13,810,866	
	第 2 項 建 設 費	3,783,298	
	第 3 項 県 債 費	6,360,965	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	327,342	
歳 出 合 計			14,138,208



第2表 債務負担行為						
事 項	期 間	限 度	額	説 明		
信濃川下流域下水道新潟処理区建設工事請負契約	平成 32 年度		780,000千円			
信濃川下流域下水道新津処理区建設工事請負契約	平成 32 年度		457,000千円			
信濃川下流域下水道長岡処理区建設工事請負契約	平成 32 年度		180,000千円			
魚野川流域下水道六日町処理区建設工事請負契約	平成 32 年度		294,000千円			
魚野川流域下水道堀之内処理区建設工事請負契約	平成 32 年度		211,500千円			
阿賀野川流域下水道新井郷川処理区建設工事請負契約	平成 32 年度		162,000千円			

第3表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
流域下水道事業費債 換	千円 1,793,000 948,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
合	2,741,000				計

## 平成31年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

平成31年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,544,653千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		額
款	項	金 額
第1款 港湾整備事業収入		千円
	第1項 使用材料及び手数料	3,544,653
	第2項 在庫支出	1,121,645
	第3項 産 入	15,000
	第4項 財 産 入	200,310
	第5項 繰 上 入	349,520
	第6項 諸 項 入	13,177
	第7項 県 債 金	1,845,000
	第7項 繰 越 金	1
歳 入	合 計	3,544,653

2 歳 出			金 額
款	項	額	千円
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費	3,544,500	
	第 2 項 事 業 債 費	1,934,185	
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	153	
	合 計	3,544,653	

第2表 地方債						
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法		
港湾整備事業費債 借換	千円 1,345,000 500,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。		
合 計	1,845,000					

平成 31 年 度 新 潟 県 電 気 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成31年度新潟県電業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予 定 量
1 営 業 関 係	供給電力量	MWh 567,461
2 建 設 改 良 関 係	増強改良工事 既設発電所の増強改良	一 式

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 電 事 業 収 益	8,639,324
第 1 項 電 営 業 収 益	8,501,996
第 2 項 財 務 収 益	8,094
第 3 項 事 業 外 収 益	129,234

千円

支		出	千円
第1款	電気事業	費用	6,419,350
第1項	営業	費用	5,431,768
第2項	財務	費用	339,607
第3項	事業	外費用	627,975
第4項	予備	費用	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,299,024千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入	千円
第1款	資本的	収入	552,870
第1項	固定資産	売却代金	2
第2項	貸付金	返済金	410,000
第3項	貸受託	収入	142,858
第4項	雑	収入	10



支		出		補 て ん 財 源			
区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	過年度 損留保 勘定金	当年度 損留保 勘定金	地域振興 積立金	消費税 支額の 調整額
第1項 建設改良費	千円 855,470	千円 2	千円 855,468	千円 723,684	千円 54,069	千円	千円 77,715
第2項 企業償還金	1,852,566	410,000	1,442,566	1,442,566			
第3項 他会計繰出金	3,000,000		3,000,000			3,000,000	
第4項 受託工事費	142,858	142,858					
第5項 雑支出	1,000	10	990	990			
計	5,851,894	552,870	5,299,024	2,167,240	54,069	3,000,000	77,715

(継 続 費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事	業 名	総 額	年 度	年 割 額
1	資 本 的 支 出	1	建 設 改 良 費	胎 内 第 一 発 電 所 大 規 模 改 良 事 業	31	千円 176,395
					32	128,325
					33	1,607,555
					34	2,503,340
					35	1,798,830
					36	1,770,725
				7,985,170		

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム等更新業務委託	平成32年度	千円 36,912
風倉発電所受変電設備工事	平成32年度	77,000

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職 員 給 与 費		1,041,619
2	交 際 費		948

千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成31年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分		予	定	量
1 営業関係	1 給年	水間	先給	数	53,224,056立方メートル 145,421立方メートル	94か所
	2 給一	日平	均給	量		
	3 給一	日平	均給	量		
2 建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業				式
	2	既設設備の増強改良				式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入		千円
第1款 工業用水道事業収益		1,847,311
第1項 営業収益		1,514,815
第2項 営業外収益		265,496
第3項 特別利益		67,000

  

支 出		千円
第1款 工業用水道事業費用		3,889,751
第1項 営業費用		3,798,238
第2項 営業外費用		81,513
第3項 予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額212,718千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入		支 出	
第1款 資本的収入	千円	第1款 資本的支出	千円
第1項 企業債	129,679	第1項 建設費	342,397
第2項 固定資産売却代金	128,200	第2項 企業債償還金	170,000
第3項 雑収入	30		172,397
	1,449		

  

区 分	支出予定額	充当財源収入予定額	差引不足額	補てん財源		
				建設積立金	過損留保	年度勘定資金
第1項 建設改良費	千円 170,000	千円 129,679	千円 40,321	千円 15,987	千円 11,963	千円 12,371
第2項 企業債償還金	172,397	172,397	172,397			
計	342,397	129,679	212,718	15,987	184,360	12,371

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新潟臨海工業用水道天日乾燥汚泥搬出業務委託	平成32年度	千円 76,622
財務会計システム等更新業務委託	平成32年度	8,016

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新潟臨海工業用水道事業費	千円 10,500	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
新潟臨海工業用水道増強費	117,700			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費		金 額
1	職 員 給 与 費	434,186
2	交 際 費	34

(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源地確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、36,115千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。



平成 31 年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成31年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予	定	量
1	営業関係	土地	の	売却
				平方メートル 125,000

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第 1 款	工業用地造成事業	収	益
第 1 項	営業	収	益
第 2 項	営業外	収	益
		2,327,177	千円
		1,528,465	
		798,712	

支 出		千円
第1款 工業用地造成事業費用		1,416,582
第1項 営業費用		1,407,296
第2項 営業外費用		8,286
第3項 予備費		1,000

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額749,893千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出		千円
第1款 資本的支出		749,893
第1項 工業用地造成費用		22,500
第2項 企業債償還金		317,383
第3項 他会計借入金返済金		410,000
第4項 雑支出		10

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 留 保 益 金	損 資 金
第1項 工業用地造成費	千円 22,500	千円	千円 22,500	千円 22,500	千円 22,500
第2項 企業債償還金	317,383		317,383	317,383	317,383
第3項 他会計借入金返済金	410,000		410,000	410,000	410,000
第4項 雑支出	10		10	10	10
計	749,893		749,893		749,893

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム等更新業務委託	平成32年度	千円 3,072

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。  
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与費		64,199 千円
2	交際費		18

(他会計からの補助金)

第8条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,545千円である。

(重要な資産の処分)

第9条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分の	態	様	
土	地	工	業	用	地	上	越	市	平方メートル	84,000	売	却
						阿	賀	野	市	41,000	売	却

平成31年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成31年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	面 積
1 土 地 の 売 却	平方メートル 10,182

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 用地造成事業収益	110,138
第1項 営業収益	107,706
第2項 営業外収益	2,432

千円

支		出	
第1款	用地造成事業費用	71,749	千円
第1項	営業費用	71,529	
第2項	営業外費用	220	

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、1,146,000千円と定める。

平成 31 年 度 新 潟 県 病 院 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成31年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分		業 務 の 予 定 量
病 床 数		2,644床
年 間 患 者 数	入 院 外 来 計	768,000人 1,208,000人 1,976,000人
1 日 平 均 患 者 数	入 院 外 来 計	2,098人 5,033人 7,131人
主 な 建 設 改 良 事 業	1 病 院 改 築 関 係 加 茂 病 院 改 築 事 業 十 日 町 病 院 改 築 事 業 吉 田 病 院 改 築 調 査 ・ 設 計 事 業	一 式 一 式 一 式

		2 病院増築関係 中央病院整備事業 精神医療センター整備事業 坂町病院整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 医療器械備品整備事業	式 一 式 一 式 一 式 一
--	--	--	--------------------------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	病院事業	73,351,858
第1項	医療事業	59,528,425
第2項	医療外	13,823,233
第3項	特別	200
利益	収益	

支出		千円
第1款	病院事業	74,847,361
第1項	医療事業	73,124,071
第2項	医療外	1,723,090
第3項	特別	200
費用	業務費	
費用	業務外	
費用	特別	
損失	特別	



(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,994,142千円は、過年度分損益勘定留保資金225,013千円及び当年度分損益勘定留保資金1,769,129千円で補てんするものとする。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,357,994
第1項	投資回収金	1,588
第2項	企業業債	9,903,000
第3項	負担金交付金	3,415,061
第4項	その他資本的収入	38,345

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

支 出		千円
第1款	資本的支出	15,352,136
第1項	建設改良費	10,585,601
第2項	無形固定資産	352
第3項	無形固定資産	1,588
第4項	償還	4,764,595

事 項	期 間	限 度 額
十日町病院医師公舎借上契約	平成32年度から平成35年度まで	千円 24,960
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科 家族性・遺伝性腫瘍学講座設置協定	平成32年度から平成34年度まで	58,020
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科 消化器疾患低侵襲予防医学開発講座設置協定	平成32年度から平成33年度まで	44,920
吉田病院改築基本設計業務委託契約	平成32年度	50,000

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業費	千円 9,903,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	費	38,780,386 千円
2	交際	費	1,000

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、3,243,414千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、19,507,912千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	リニアック		1	式
	器	医療情報総合システム		3	式
	械				

平成31年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分		業務の予定量
病床数		589床
年間患者数	入院	179,000人
	外来	290,000人
	計	469,000人
1日平均患者数	入院	490人
	外来	1,197人
	計	1,687人
主な建設改良事業	1 病院新築関係	一式
	2 県中央基幹病院新築事業	一式
	2 医療器械備品整備事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益		4,887,872
第1項 医療収益		45,425
第2項 医療外収益		4,724,073
第3項 特別利益		118,374

支 出

支 出		千円
第1款 病院事業費用		4,769,498
第1項 医療費用		4,596,965
第2項 医療外費用		172,533

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 資本的収入		1,843,034
第1項 企業債		744,000
第2項 負担金交付金		1,099,034

支 出		千円
第1款 資本的支出		1,843,034
第1項 建設改良費		842,202
第2項 償還金		1,000,832

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 744,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、744,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、701,303千円である。

## 平成30年度新潟県一般会計補正予算

平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ58,470,891千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,239,702,811千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 県	税	千円	千円	千円	
第1項 県	民 税	254,839,000	2,927,000	257,766,000	
第2項 事	業 税	69,172,000	812,000	69,984,000	
第3項 地	方 消 費 税	59,269,000	382,000	59,651,000	
第4項 不	動 産 取 得 税	56,100,000	1,610,000	57,710,000	
第5項 県	た ば こ 税	4,836,000	△ 356,000	4,480,000	
第6項 ゴ	ル フ 場 利 用 税	2,313,000	18,000	2,331,000	
第7項 自	動 車 取 得 税	541,000	△ 13,000	528,000	
第8項 軽	油 引 取 得 税	3,495,000	310,000	3,805,000	
第9項 自	動 車 税	23,880,000	179,000	24,059,000	
第11項 狩	猟 税	31,830,000	△ 26,000	31,804,000	
第13項 産	業 廃 棄 物 税	11,000	1,000	12,000	
		134,000	10,000	144,000	
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		83,923,000	1,722,000	85,645,000	
		83,923,000	1,722,000	85,645,000	
第3款 地 方 譲 与 税		40,850,000	31,000	40,881,000	
		36,459,000	30,189	36,489,189	
		4,159,000	△ 5,493	4,153,507	

	第3項 石油ガス譲与税	230,000	5,487	235,487
	第4項 航空機燃料譲与税	2,000	817	2,817
第4款 地方特例交付金		813,000	7,048	820,048
	第1項 地方特例交付金	813,000	7,048	820,048
第5款 地方交付税		243,245,245	437,633	243,682,878
	第1項 地方交付税	243,245,245	437,633	243,682,878
第6款 交通安全対策特別交付金		482,000	△ 72,000	410,000
	第1項 交通安全対策特別交付金	482,000	△ 72,000	410,000
第7款 分担金及び負担金		7,629,729	27,758	7,657,487
	第1項 分担金	2,437,728	2,513	2,440,241
	第2項 負担金	5,192,001	25,245	5,217,246
第8款 使用料及び手数料		15,222,630	△ 259,493	14,963,137
	第1項 使用料	11,539,008	△ 156,676	11,382,332
	第2項 手数料	3,683,622	△ 102,817	3,580,805
第9款 国庫支出金		167,924,891	△ 6,276,017	161,648,874
	第1項 国庫負担金	28,518,751	△ 280,562	28,238,189
	第2項 国庫補助金	137,175,305	△ 5,420,684	131,754,621
	第3項 委託金	2,230,835	△ 574,771	1,656,064

第10款 財 産 収 入	第1項 財 産 運 用 収 入 第2項 財 産 売 払 収 入	4,349,532 937,335 3,412,197	△ 2,302,317 △ 309,652 △ 1,992,665	2,047,215 627,683 1,419,532
第11款 寄 附 金	第1項 寄 附 金	522,454 522,454	△ 14,794 △ 14,794	507,660 507,660
第12款 繰 入 金	第1項 特 別 会 計 繰 入 金 第2項 基 金 繰 入 金	34,716,310 2,316,109 32,400,201	△ 3,313,720 △ 161,156 △ 3,152,564	31,402,590 2,154,953 29,247,637
第13款 諸 収 入	第1項 延滞金加算金及び過料等 第2項 利 子 収 入 第3項 公 営 企 業 貸 付 金 収 入 第4項 貸 付 金 収 入 第5項 受 託 事 業 収 入 第6項 収 益 事 業 収 入 第7項 利 子 割 精 算 金 収 入 第8項 雑 収 入	149,242,818 242,889 8,920 14,686,463 115,993,298 7,114,355 3,732,912 10 7,463,971	△ 50,940,042 △ 28,936 1,634 △ 349,285 △ 45,929,867 △ 2,139,010 △ 524,506 △ 9 △ 1,970,063	98,302,776 213,953 10,554 14,337,178 70,063,431 4,975,345 3,208,406 1 5,493,908
第14款 県 債	第1項 県 債	293,163,000 293,163,000	△ 3,131,000 △ 3,131,000	290,032,000 290,032,000
第15款 繰 越 金		1,250,093	2,686,053	3,936,146

	第1項 繰越金	1,250,093	2,686,053	3,936,146
歳入	合計	1,298,173,702	△ 58,470,891	1,239,702,811

2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
第1款 議 会 費	第1項 議 会 費	1,432,436	△ 32,340	1,400,096
第2款 総 務 費	第1項 政 策 費	29,472,327	638,669	30,110,996
	第2項 政 務 管 理 費	4,121,485	△ 71,959	4,049,526
	第3項 総 務 計 画 費	14,445,071	1,107,453	15,552,524
	第4項 統 計 調 査 費	621,777	△ 14,982	606,795
	第5項 徴 税 費	7,195,423	△ 5,441	7,189,982
	第6項 市 町 村 振 興 費	1,336,492	△ 341,479	995,013
	第7項 選 挙 委 員 会 費	1,344,773	△ 30,954	1,313,819
	第8項 人 事 監 査 委 員 会 費	152,340	△ 6,286	146,054
	第9項 監 査 委 員 会 費	254,966	△ 2,317	257,283
第3款 県 民 生 活 ・ 環 境 費	第1項 県 民 生 活 管 理 費	9,657,005	△ 405,917	9,251,088
	第2項 防 災 費	3,870,052	46,212	3,916,264
	第3項 環 境 企 画 費	3,755,279	△ 285,138	3,470,141
	第4項 環 境 対 策 費	584,212	△ 31,687	552,525
	第5項 環 境 対 策 費	348,361	△ 34,366	313,995
	第6項 廃 棄 物 対 策 費	1,099,101	△ 100,938	998,163

第4款 福祉保健費	第1項 福祉保健費	166,501,170	△ 4,252,050	162,249,120
	第2項 国保・福祉指導費	23,042,705	△ 192,889	22,849,816
	第3項 医療事務薬事費	44,610,439	△ 1,023,747	43,586,692
	第4項 医師・看護師・看護職員確保対策費	7,170,864	△ 356,373	6,814,491
	第5項 高齢福祉保健費	1,687,745	△ 32,867	1,654,878
	第6項 健康対策費	39,980,551	△ 1,236,620	38,743,931
	第7項 生活衛生費	5,500,384	37,134	5,537,518
	第8項 障害福祉費	3,129,008	△ 133,896	2,995,112
	第9項 児童家庭費	20,380,158	607,203	20,987,361
	第10項 少子化対策費	2,620,839	△ 3,641	2,617,198
		18,378,477	△ 1,916,354	16,462,123
第5款 労働費	第1項 労働委員会費	3,035,278	△ 627,474	2,407,804
	第2項 労働政策雇用費	128,922	△ 699	128,223
	第3項 職業能力開発費	584,687	△ 130,675	454,012
		2,321,669	△ 496,100	1,825,569
第6款 産業費	第1項 産業政策費	132,187,882	△ 46,050,810	86,137,072
	第2項 産業政策振興費	113,795,642	△ 45,157,914	68,637,728
	第3項 商業・地場産業振興費	1,966,546	△ 128,834	1,837,712
	第4項 産業立地費	320,280	△ 31,722	288,558
		13,981,464	△ 381,973	13,599,491

第5項 観 光 費	2,123,950	△	350,367	1,773,583
第7款 農 林 水 産 業 費	106,979,927	△	6,311,580	100,668,347
第1項 農 業 総 務 費	4,107,664		186,454	4,294,118
第2項 地 域 農 政 推 進 費	9,441,185	△	964,451	8,476,734
第3項 農 産 園 芸 費	1,879,238	△	496,605	1,382,633
第4項 經 営 普 及 費	3,791,935	△	183,077	3,608,858
第5項 食 品 流 通 費	410,280	△	29,515	380,765
第6項 畜 産 業 費	971,695		10,687	982,382
第7項 水 産 業 費	4,083,908	△	53,366	4,030,542
第8項 林 業 費	15,530,475	△	1,096,334	14,434,141
第9項 農 地 管 理 費	5,602,294	△	126,269	5,476,025
第10項 農 地 基 盤 整 備 費	58,921,215	△	3,330,973	55,590,242
第11項 農 地 計 画 費	2,240,038	△	228,131	2,011,907
第8款 土 木 費	178,502,519		1,089,818	179,592,337
第1項 土 木 管 理 費	11,872,977		10,449	11,883,426
第2項 道 路 橋 り よ う 費	76,119,101		3,258,497	79,377,598
第3項 河 川 海 岸 費	36,529,047	△	481,961	36,047,086
第4項 砂 防 費	17,864,465		249,602	18,114,067
第5項 都 市 計 画 費	6,859,985	△	356,612	6,503,373
第6項 建 築 費	13,554,174	△	1,446,844	12,107,330
第7項 交 通 政 策 費	2,763,803	△	52,664	2,711,139

第8項	港 灣 振 興 費	465,299	△	51,913	413,386
第9項	港 灣 費	11,412,848		8,888	11,421,736
第10項	空 港 費	1,060,820	△	47,624	1,013,196
第9款	警 察 費	52,227,370	△	82,351	52,145,019
第1項	警 察 管 理 費	48,110,136	△	46,935	48,063,201
第2項	警 察 行 政 費	4,117,234	△	35,416	4,081,818
第10款	教 育 費	181,644,286	△	2,018,281	179,626,005
第1項	教 育 綜 務 費	9,244,472	△	147,017	9,097,455
第2項	小 中 等 學 校 費	88,865,479	△	189,567	88,675,912
第3項	高 等 學 校 費	50,658,065	△	689,409	49,968,656
第4項	特 別 支 援 學 校 費	17,859,365		3,199	17,862,564
第5項	生 涯 學 習 推 進 費	827,235	△	46,181	781,054
第6項	文 化 健 進 費	1,966,482	△	505,589	1,460,893
第7項	保 健 體 育 費	461,626	△	55,704	405,922
第8項	私 學 教 育 振 興 費	10,197,860	△	377,526	9,820,334
第9項	大 學 費	1,563,702	△	10,487	1,553,215
第11款	災 害 復 旧 費	13,158,585		24,271	13,182,856
第1項	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	3,842,911		22,978	3,865,889
第2項	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9,309,360		1,293	9,310,653
第12款	県 債 費	295,799,787	△	2,516,706	293,283,081



第13款 支出金	第1項 県債費	295,799,787	△ 2,516,706	293,283,081
第1項 出金		127,275,130	2,073,860	129,348,990
第1項 公営企業貸付金		14,686,463	△ 349,285	14,337,178
第2項 雑支出		2,987,900	△ 374,000	2,613,900
第3項 地方消費税清算金		54,874,697	1,583,799	56,458,496
第4項 利子割交付金		377,196	103,224	480,420
第5項 配当割交付金		967,626	△ 61,776	905,850
第6項 株式等譲渡所得割交付金		790,614	△ 92,664	697,950
第7項 分離課税所得割交付金		96,897	15,226	112,123
第8項 県民税所得割臨時交付金		1,697,122	25,948	1,723,070
第9項 地方消費税交付金		42,469,311	877,459	43,346,770
第10項 ゴルフ場利用税交付金		378,700	△ 7,236	371,464
第11項 自動車取得税交付金		2,494,504	245,578	2,740,082
第12項 軽油引取税交付金		5,454,099	107,587	5,561,686
<b>歳出</b>	<b>合計</b>	<b>1,298,173,702</b>	<b>△ 58,470,891</b>	<b>1,239,702,811</b>

第2表 継続費補正 1 変更											
款	項	事業名	補 額		正 前		補 額		正 後		
			総	千円	年度	年割額	総	千円	年度	年割額	
第8款 土木費	第2項 道橋りょう路費	県道佐渡一周線 緊急地方道路整備事業 (竹ノ鼻トンネル)	3,800,000	千円	26	千円	26	千円	26	千円	
					0	0	0	0			
					27	0	27	0			
					28	230,906	28	230,906			
					29	1,360,000	29	1,360,000			
					30	1,740,000	30	990,000			
					31	369,094	31	1,119,094			
					32	100,000	32	100,000			
					27	257,650	27	257,650			
					28	891,550	28	891,550			
					29	699,300	29	699,300			
					30	320,700	30	39,772			
			2,200,000		1,888,272						





第6項 建築費	中央基幹病院新築事業	21,700,887	30	22,076	30	22,076
			31	513,091	31	513,091
			32	2,118,025	32	2,156,266
			33	6,349,922	33	6,464,686
			34	12,697,773	34	12,927,363
			25	0	25	0
			26	533,497	26	533,497
	十日町病院改築事業	11,980,665	29	317,279	29	317,279
			30	1,678,295	30	1,019,749
			31	4,812,115	31	5,038,099
			32	217,322	32	1,005,410
			33	158,319	33	1,015,822
			27	3,719,041	27	3,719,041
			28	544,797	28	544,797
				22,083,482		
				13,193,694		



第3表 債務負担行為補正 1 変 更												
事 項	補 期		正 限		前 額		補 期		正 限		後 額	説 明
	期	間	期	間	度	額	期	間	度	額		
秋総合オンラインシステム帳票印刷 関連業務委託契約	平成31年度から 平成35年度まで		185,136千円		平成31年度から 平成35年度まで		188,205千円					
車体課税の見直し等に係る税総会オ ンラインシステム改修業務委託契約	平成30年度から 平成31年度まで		94,386千円		平成30年度から 平成31年度まで		175,140千円					
新潟県民会館管理協定	平成30年度から 平成34年度まで		965,366千円		平成30年度から 平成34年度まで		976,161千円					
新潟県立自然科学館管理協定	平成27年度から 平成31年度まで		1,453,207千円		平成27年度から 平成31年度まで		1,455,896千円					
新潟県健康づくり・スポーツ医科学 センター管理協定	平成28年度から 平成32年度まで		782,000千円		平成28年度から 平成32年度まで		783,962千円					
消防防災へりコピューター運航管理業務 委託契約	平成28年度から 平成32年度まで		536,685千円		平成28年度から 平成32年度まで		537,712千円					
保健環境科学研究所・放射線監視セ ンター新潟分室空調その他設備改修 工事請負契約	平成30年度から 平成31年度まで		171,601千円		平成30年度から 平成31年度まで		191,778千円					
一般国道402号野積橋架替工事費用 負担協定 (相手方 北陸地方整備局)	平成29年度から 平成34年度まで		4,000,000千円		平成29年度から 平成36年度まで		4,000,000千円					
新潟県立高屋野潟公園(女池地区及 び鍾木地区)管理協定	平成28年度から 平成32年度まで		348,955千円		平成28年度から 平成32年度まで		350,895千円					
新潟県立植物園管理協定	平成28年度から 平成32年度まで		1,252,500千円		平成28年度から 平成32年度まで		1,276,168千円					

新潟県立紫雲寺記念公園管理協定	平成29年度から平成35年度まで	693,504千円	平成29年度から平成35年度まで	701,762千円
奥只見レクリエーション都市公園管理協定	平成30年度から平成34年度まで	583,720千円	平成30年度から平成34年度まで	591,287千円



第4表 地方債補正 1 追加					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県民会館改修事業費	千円 1,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	

2 変更		補			正			前			正			後			
		起債の目的	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率	起債の方法	利率	起債の方法	利率	起債の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法
道路事業費	15,344,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	15,344,000	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	13,891,000	千円	補正前に同じ	13,891,000	補正前に同じ	13,891,000	補正前に同じ	13,891,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
河川事業費	15,795,000			15,795,000				15,725,000					15,725,000				
海岸事業費	1,033,000			1,033,000				1,006,000					1,006,000				
公園事業費	1,004,000			1,004,000				822,000					822,000				
公営住宅建設事業費	252,000			252,000				302,000					302,000				
港湾事業費	6,142,000			6,142,000				5,586,000					5,586,000				
水産事業費	87,000			87,000				79,000					79,000				
漁港事業費	774,000			774,000				773,000					773,000				
林道事業費	693,000			693,000				675,000					675,000				
治山事業費	3,869,000			3,869,000				3,595,000					3,595,000				
農地事業費	13,885,000			13,885,000				13,922,000					13,922,000				
災害復旧事業費	4,254,000			4,254,000				4,345,000					4,345,000				

学校教育施設等整備事業費	2,395,000	2,311,000
生涯学習施設等整備事業費	405,000	430,000
社会福祉施設整備事業費	773,000	405,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	372,000	31,000
地域活性化事業費	1,346,000	1,301,000
防災対策事業費	1,581,000	1,942,000
地方道路等整備事業費	21,717,000	21,589,000
合併特例事業費	2,175,000	3,803,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	222,000	237,000
河川等整備事業費	1,716,000	1,611,000
臨時高等学校改築等事業費	1,321,000	1,305,000
警察施設整備事業費	1,095,000	1,040,000
本庁舎改修事業費	151,000	147,000
地域機関改修事業費	575,000	810,000



平成30年度新潟県債管理特別会計補正予算

平成30年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,195,879千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ196,207,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		千円 197,403,247	千円 △ 1,195,879	千円 196,207,368
	第1項 繰入金	197,403,247	△ 1,195,879	196,207,368
歳入	合計	197,403,247	△ 1,195,879	196,207,368

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費		千円 197,403,247	千円 △ 1,195,879	千円 196,207,368
	第1項 県債費	197,403,247	△ 1,195,879	196,207,368
歳出	合計	197,403,247	△ 1,195,879	196,207,368

平成30年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ60,200千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,012,314千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業取入	第2項 繰越金	1,072,514 千円	△ 60,200 千円	1,012,314 千円
	合 計	1,072,514	△ 60,200	1,012,314

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 地域づくり事業	資金費	千円 1,072,514	千円 △ 60,200	千円 1,012,314	
	第1項 貸付事業費	489,532	△ 60,200	429,332	
歳	出	1,072,514	△ 60,200	1,012,314	
	合 計				



平成 30 年 度 新 潟 県 災 害 救 助 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

平成30年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ252,326千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ678,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 426,496	千円 252,326	千円 678,822
	第1項 国庫支出金	49,234	41,461	90,695
	第2項 財産収入	1,177	△ 1,014	163
	第3項 寄附金	500	100	600
	第4項 繰入金	233,905	101,441	335,346
	第5項 諸収入	3,079	21,647	24,726
	第7項 分担金及び負担金	128,868	29,945	158,813
	第8項 繰越金		58,746	58,746

歳 入 合 計	426,496	252,326	678,822

2 歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	421,996 千円	252,326 千円	674,322 千円
	第2項 基金積立	366,037	12,030	378,067
	第3項 基金	1,177	99,368	100,545
	第4項 繰出金	1,006	140,928	141,934
歳 出	合 計	426,496	252,326	678,822

平成30年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,973,276千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,850,528千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第1款 国民健康保険事業収入		188,877,252	2,973,276	191,850,528
	第1項 分担金及び負担金	51,823,497	△ 23,489	51,800,008
	第2項 国庫支出金	51,518,592	2,330,125	53,848,717
	第3項 財産収入	4,149	△ 3,568	581
	第4項 繰入金	11,174,749	1,002,274	12,177,023
	第5項 諸収入	74,356,265	△ 332,066	74,024,199
歳 入	合 計	188,877,252	2,973,276	191,850,528

2・歳出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 国民健康保険事業費		千円 188,877,252	千円 2,973,276	191,850,528	
	第2項 事業積立費	188,370,102	2,954,575	191,324,677	
	第3項 基金	501,969	18,701	520,670	
歳出	合計	188,877,252	2,973,276	191,850,528	

平成30年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ530,632千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ770,821千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入	第2項 諸 収 入	1,301,453 千円	△ 530,632 千円	770,821 千円
	第3項 県 債	473,358	△ 24,281	449,077
	第4項 繰 越 債	300,000	△ 250,000	50,000
		521,012	△ 256,351	264,661
歳 入	合 計	1,301,453	△ 530,632	770,821

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付事業	第1項 貸付事業費	1,301,453 千円	△ 530,632 千円	770,821 千円
	第2項 県債費	676,229	△ 506,347	169,882
	第3項 繰出金	343,811	△ 14,343	329,468
		281,413	△ 9,942	271,471
歳出	合計	1,301,453	△ 530,632	770,821

第2表 地方債補正 1 変更																			
起債の目的	補			正			前			正			後						
	限度	額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度	額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度	額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	300,000		千円	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づき独立行政法人中小企業基盤整備機構による。	50,000		千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ							



平成30年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ251,471千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善事業資金	第1項 繰入金	千円 122,461	△ 86	千円 122,375
		249	△ 86	163
歳入	合計	251,557	△ 86	251,471

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	第1款 林業改善事業付金費	第1項 貸付事業費	千円 122,411	千円 △ 86	千円 122,325
歳	出	合 計	251,557	△ 86	251,471

平成30年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,114千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	第1項 繰入金	81,226 千円	△ 112	81,114 千円
	繰入金	317	△ 112	205
歳入	合計	81,226	△ 112	81,114

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款	沿岸漁業改善資金費		千円 81,176	千円 △ 112	千円 81,064
	貸付事業費	第1項 貸付事業費	81,176	△ 112	81,064
歳 出	合 計	計	81,226	△ 112	81,114

平成30年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ185,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 179,646	千円 5,700	千円 185,346
	第1項 国庫支出金	48,414	12,347	60,761
	第2項 財産収入	22,670	△	9,585
	第3項 繰入金	90,749	△	90,599
	第4項 諸収入	6,297	△	6,219
	第5項 県債	7,731	△	7,731

	第6項 繰越金	3,785	14,397	18,182
歳入	合計	179,646	5,700	185,346

2 歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	178,646	5,700	184,346
	第2項 県債費	88,522	△ 7,746	80,776
	第3項 繰出金	66,124	△ 150	65,974
合 計	計	24,000	13,596	37,596
歳 出	合 計	179,646	5,700	185,346

第2表 地方債補正 1 変 更												
起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限	額	起債の方法	利	率	償還の方法	限	額	起債の方法	利	率	償還の方法
県有林、事業費		千円			年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。		千円				
		7,731	普通貸借									



## 平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ103,446千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ485,105千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。  
(地方債の補正)

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 用地先行取得事業収入	第1項 県債	588,551 千円	△ 103,446 千円	485,105 千円	
	第2項 繰入金	588,551	△ 103,551	485,000	
歳 入	合 計	588,551	△ 103,446	485,105	

2 歳 出		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
第1款 用地先行取得事業費	第1項 事業費	588,551	△ 103,446	485,105
歳 出	合 計	588,551	△ 103,446	485,105

第2表 地方債補正 1 変更										
起債の目的	補		正			前		後		
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	起債の方法	利率	償還の方法	
用地先row取得事業費	589,000	千円	普通貸借又行格額とれ行格額たな度し限す は(発行面回その差減る必要限算を をきそのの差減る必要限算を 額をた度る。)	年9パー ーセ ト以内	借入れの年かから据置期間 を等又40年以内元利均 不均等元金均等若しくは年 度1期又は一括払いの償還し、よ り満期に償還する。たり据上 し、期間中、償還年債に借り換 え、又は、低利債に借り換	485,000	千円	補正前に同じ		
合 計	589,000					485,000				

平成30年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ305,738千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ194,648千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金	第1項 財産収入	500,386 千円	△ 305,738 千円	194,648 千円
歳 入	合 計	500,386	△ 305,738	194,648

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 都市開発資金事業費			千円 500,386	千円 △ 305,738	千円 194,648
	第2項 繰 出 金		498,471	△ 305,738	192,733
歳 出	合 計		500,386	△ 305,738	194,648

## 平成30年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,842,555千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,757,097千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 流域下水道事業収入		13,599,652	△ 1,842,555	11,757,097
	第1項 分担金及び負担金	5,121,668	△ 329,263	4,792,405
	第3項 国庫支出金	3,495,000	△ 1,095,022	2,399,978
	第4項 財産収入	891	212	1,103
	第5項 繰入金	2,145,986	△ 101,815	2,044,171
	第6項 諸収入	203,083	19,333	222,416
	第7項 県債	2,392,000	△ 336,000	2,056,000
歳 入	合 計	13,599,652	△ 1,842,555	11,757,097



2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費		13,359,059	△ 1,842,555	11,516,504	千円
	第1項 管 理 費	3,598,022	△ 16,304	3,581,718	
	第2項 建 設 費	6,392,573	△ 1,795,882	4,596,691	
	第3項 県 債 費	3,368,464	△ 30,369	3,338,095	
歳 出	合 計	13,599,652	△ 1,842,555	11,757,097	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 流域下水道事業費		13,359,059	△ 1,842,555	11,516,504	千円
	第1項 管	3,598,022	△ 16,304	3,581,718	
	第2項 建設費	6,392,573	△ 1,795,882	4,596,691	
	第3項 県債費	3,368,464	△ 30,369	3,338,095	
歳	出	合 計	△ 1,842,555	11,757,097	

第2表 継続費補正 1 変更										
款	項	事業名	補 正		前		補 正		後	
			額	年度	年割額	年度	額	年度		
第1款 流域 事業	第2項 建設費	信濃川下流域 水道事業(長岡 城費区)	55,332,066	千円	58	3,216,800	千円	58	3,216,800	千円
					59	3,409,600		59	3,409,600	
					60	2,433,000		60	2,433,000	
					61	1,697,518		61	1,697,518	
					62	1,552,457		62	1,552,457	
					63	1,622,000		63	1,622,000	
					元	1,536,000		元	1,536,000	
					2	1,560,000		2	1,560,000	
					3	1,562,000		3	1,562,000	
					4	3,850,000		4	3,850,000	
			55,792,474				5	3,024,200	3,024,200	

















## 平成30年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ443,503千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,313,060千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業収入		千円 3,756,563	千円 △ 443,503	千円 3,313,060	
	第1項 使用料及び手数料	1,140,263	△ 18,208	1,122,055	
	第2項 在庫支出金	15,000	△ 15,000		
	第3項 財産収入	167,039	3,295	170,334	
	第5項 諸収入	417,064	△ 135,590	281,474	
	第6項 県債	1,399,000	△ 278,000	1,121,000	
歳 入	合 計	3,756,563	△ 443,503	3,313,060	

2 歳 出					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第1款 港湾整備事業費		千円 3,756,410	千円 △ 443,503	3,312,907	
	第1項 事業費	1,872,414	△ 443,503	1,428,911	
歳	出 合 計	3,756,563	△ 443,503	3,313,060	



平成30年度新潟県電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成30年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
	業 務 関 係	供 給 電 力 量		
1		MWh	MWh	
		544,836	538,145	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額		補正予定額	計
		千円	千円		
第1款	電気事業収益	8,031,136	8,954,354	8,954,354	
第1項	営業収益	7,899,807	7,844,578	7,844,578	
第2項	財務収益	6,604	3,448	10,052	
第3項	事業外収益	124,725	21,497	146,222	
第4項	特別利益		953,502	953,502	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	5,574,220	255,330	5,829,550
第1項 営業費用	4,817,636	105,321	4,922,957
第3項 事業外費用	426,237	150,009	576,246

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,674,557千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	1,747,274	△ 75,777	1,671,497
第4項 受託金	152,778	△ 75,777	77,001



支 出

科 目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	千円 5,660,286	千円 △ 314,232	千円 5,346,054
第1項 建設改良費	2,152,617	△ 238,455	1,914,162
第5項 受託工事費	152,778	△ 75,777	77,001

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て 人 財 源					消費 費 の 取 支 額
				過 去 年 度 当 留 保 資 金	当 年 度 当 留 保 資 金	減 積 立	債 積 立	建設改良 積立金	
第1項 建設改良費	千円 1,914,162	千円 1,182,002	千円 732,160	千円 309,193	千円 22,404	千円 121,000	千円 259,600	千円 140,963	
第2項 企業債償還金	1,853,877	412,484	1,441,393	1,320,393					
第3項 投資	14		14	14					
第4項 他会計繰出金	1,500,000		1,500,000						1,500,000
第5項 受託工事費	77,001	77,001		990					
第6項 雑支出	1,000	10	990						
計	5,346,054	1,671,497	3,674,557	1,630,590	22,404	121,000	259,600	140,963	1,500,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
奥胎内線鉄塔敷・送電線下敷国有林野賃借契約	平成31年度から 平成58年度まで		千円 1,484

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 1,003,029	千円 984,476

平成30年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成30年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	営 業 関 係	分			元 予 定 量	変 更 予 定 量
		1 給 水 先 数	2 年 間 総 給 水 量	3 一 日 平 均 給 水 量		
1	営 業 関 係	93か所	52,657,794 立方メートル	144,664 立方メートル	49,987,908. 立方メートル	94か所 137,329 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業収益	1,841,555	11,383	1,852,938
第1項 業 収 益	1,477,702	11,396	1,489,098
第2項 業 外 収 益	221,853	13,366	235,219
第3項 特 別 利 益	142,000	△ 13,379	128,621

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	1,949,162	52,272	2,001,434
第1項 業 費 用	1,884,735	△ 9,315	1,875,420
第2項 業 外 費 用	54,427	61,587	116,014

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額266,740千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	618,090	20,666	638,756
第1項	企業債	578,600	26,800	605,400
第2項	他会計補助金	11,596	△ 11,596	
第3項	固定資産売却代金	30	105	135
第4項	雑収入	5,364	5,357	10,721

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	951,256	△ 45,760	905,496
第1項	建設改良費	777,444	△ 45,809	731,635
第3項	雑支出		49	49

区 分	支 出 予 定 額 千円	充 当 財 源 取 入 予 定 額 千円	差 引 不 足 額 千円	補 て ん 財 源			
				減 積 立 金 千円	債 積 立 金 千円	建 設 改 良 積 立 金 千円	過 損 留 保 益 資 金 千円
第1項 建設改良費	731,635	638,707	92,928		39,990	29,907	23,031
第2項 企業債償還金	173,812		173,812	40,000		133,812	
第3項 雑支出	49	49					
計	905,496	638,756	266,740	40,000	39,990	163,719	23,031

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
新潟臨海工業用水道設備増強費	148,400	175,200

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額 千円	変 更 金 額 千円
職員給与費	400,123	416,374

(他会計からの補助金)

第7条 新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を8,727千円に改める。

平成30年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成30年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	予	定	量	変	更	予	定	量
1	営業関係土地の売却				平方メートル 146,000					平方メートル 89,714

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 2,514,136	千円 △ 612,958	千円 1,901,178
第1項	営業収益	1,715,484	△ 613,421	1,102,063
第2項	営業外収益	798,652	463	799,115



支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	1,584,366	△ 544,871	1,039,495
第1項 営業費用	1,572,935	△ 543,435	1,029,500
第2項 営業外費用	10,431	△ 1,436	8,995

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,377千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	752,377	△ 3,000	749,377
第1項 工業用地造成費	22,500	△ 3,000	19,500

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 定 留 保 費 金	益 金
第1項 工業用地造成費	千円 19,500	千円	千円 19,500	千円 19,500	千円 19,500
第2項 企業償還金	317,383		317,383	317,383	317,383
第3項 他会計借入金返済金	412,484		412,484	412,484	412,484
第4項 雑支出	10		10	10	10
計	749,377		749,377		749,377

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 63,007	千円 61,730

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,545千円に改める。

平成30年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成30年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	積	変	更	面	積
1	土 地 の 売 却		平方メートル 10,532				平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 131,784	千円 △ 83,681	千円 48,103
第1項	営業収益	112,382	△ 82,180	30,202
第2項	営業外収益	19,402	△ 1,501	17,901

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 用地造成事業費用	94,475	△ 54,174	40,301
第1項 営業費用	94,107	△ 54,027	40,080
第2項 営業外費用	368	△ 147	221

平成 30 年 度 新 潟 県 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算

(総 則)

第 1 条 平成30年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
年 間 患 者 数	入	778,000 人	749,000 人
	外	1,253,000 人	1,225,000 人
	計	2,031,000 人	1,974,000 人
1 日 平 均 患 者 数	入	2,132 人	2,052 人
	外	5,136 人	5,020 人
	計	7,268 人	7,072 人

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	72,412,548	462,216	72,874,764
第1項	医療収益	58,648,070	△ 76,894	58,571,176
第2項	医療外収益	13,764,278	539,310	14,303,588
第3項	特別利益	200	△ 200	

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	74,204,213	691,188	74,895,401
第1項	医療費用	72,098,689	787,532	72,886,221
第2項	医療外費用	1,711,382	△ 101,531	1,609,851
第3項	特別損失	394,142	5,187	399,329

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,933,989千円は、過年度分損益勘定留保資金2,279,944千円及び当年度分損益勘定留保資金1,654,045千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	8,364,370	△ 1,306,197	7,058,173
第1項 固定資産売却代金	475,973	4	475,977
第2項 投資回収金	1,484	101,528	103,012
第3項 企業業債金	5,741,000	△ 1,034,000	4,707,000
第4項 補助金	89,294	△ 11,675	77,619
第5項 負担金交付金	2,053,036	△ 360,228	1,692,808
第6項 その他資本的収入	3,583	△ 1,826	1,757

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	12,132,340	△ 1,140,178	10,992,162
第1項 建設改良費	6,261,211	△ 1,140,434	5,120,777
第3項 投資	1,484	256	1,740

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		變更金額	
			總額	年度	年割額	總額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	十日町病院改築事業	千円	25	千円	25	千円	25
					0			0
				26	546,230		26	546,230
				27	3,726,370		27	3,726,370
				28	561,097		28	561,097
				29	321,756	13,996,773	29	321,756
				30	1,694,222		30	1,028,382
				31	4,872,618		31	5,078,907
				32	365,058		32	1,186,037
				33	645,257		33	1,547,994
				27			27	290,004
				28			28	727,650
				29			29	4,321,730
	30	8,018,643	8,091,450	30	1,675,273			
		加茂病院改築事業						





経 費	元 金 額	変 更 金 額
1 職 員 給 与 費	千円 38,976,746	千円 38,991,329
2 交 際 費	1,000	200

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,399,023千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科 目	元 金 額	変 更 金 額
たな卸資産購入限度額	千円 18,503,683	千円 19,556,047

平成30年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成30年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区 分		元 予 定 量	変 更 予 定 量
病 床 数		557床	541床
年 間 患 者 数	入 院	172,000 人	152,000 人
	外 来	301,000 人	281,000 人
	計	473,000 人	433,000 人
1 日 平 均 患 者 数	入 院	473 人	416 人
	外 来	1,233 人	1,155 人
	計	1,706 人	1,571 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	5,949,758	526,273	6,476,031
第2項	医療外収益	4,225,806	263,336	4,489,142
第3項	特別利益	1,670,000	262,937	1,932,937

支 出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	6,121,469	471,973	6,593,442
第1項	医療費用	4,322,845	217,342	4,540,187
第2項	医療外費用	128,624	△ 8,306	120,318
第3項	特別損失	1,670,000	262,937	1,932,937

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	3,125,740	△ 21,831	3,103,909
第1項 企業債	2,152,000	20,000	2,172,000
第2項 負担金交付金	973,740	△ 41,831	931,909

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	3,125,740	△ 21,831	3,103,909
第1項 建設改良費	2,424,561	△ 38,414	2,386,147
第3項 償還金	700,885	16,583	717,468

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		変更金額		
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度	年割額
1	資本的支出	1 建設改良費	21,700,887	千円	30	22,076	22,083,482	30	22,076
					31	513,091		31	513,091
					32	2,118,025		32	2,156,266
					33	6,349,922		33	6,464,686
					34	12,697,773		34	12,927,363

  

起債の目的	元	金額	変更金額
病院整備事業費	千円	2,152,000	2,172,000

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を792,898千円に改める。

平成30年度新潟県一般会計補正予算

平成30年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策	地域プロジェクト事業費	千円 20,148
	第2項 総務管理費	地域活性化推進費	195,347
		庁舎維持特定修繕費	20,260
		県有財産管理費	181,917
		地域振興局等整備費	5,289
		庁舎耐震改修費	9,130

第3款 県民生活・環境費	第1項 県民生活管理費	自然科学館施設整備整備費	113,901
	第2項 防災費	航空消防防災体制整備費	19,008
	第3項 環境企画費	環境保全施設整備交付金事業費	10,019
	第3項 医療業務	地域医療高度化推進事業費	216,000
	第5項 高齢福祉保健費	高齢者福祉施設整備補助金	650,058
	第7項 生活衛生費	生活基盤施設耐震化等補助金	86,971
	第8項 障害福祉費	バリアフリーーまちづくり事業費	434,404
	第9項 児童家庭費	障害者支援施設等整備補助金	326,965
	第10項 少子化対策費	県立児童福祉施設整備事業費	58,779
	第10項 少子化対策費	保育所等設置補助金	13,281
第5款 労働費	第3項 職業能力開発費	病児・病後児保育施設整備緊急促進補助金	12,984
		テイクノースクールの管理費	25,669
第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	畜産研究センター新・搾乳牛舎整備費	399,759
		農業総合研究所施設整備費	47,915



	第2項 地域農政推進費	農林水産業総合振興事業助成費	53,417
	第3項 農産園芸費	大規模園芸産地育成事業補助金	19,735
		経営普及課運営費	259
	第4項 経営普及費	農業大学校維持補修費	79,056
		漁場環境保全創造就業費	146,730
		漁業調査船建造費	45,360
	第7項 水産業費	県営漁港維持補修費	5,000
		市町村営漁港施設機能強化事業補助金	67,760
		市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	226,673
		県営漁港整備事業費	18,500
	第8項 林業費	林道開設事業助成費	13,510
		県単林道整備事業補助金	8,057
		地域活性化林道事業費	36,895
		持続的林業確立対策事業補助金	244,684

	防 災 林 造 成 事 業 費	28,263
	地 域 防 災 対 策 総 合 治 山 事 業 費	33,858
	水 源 の 里 保 全 緊 急 整 備 事 業 費	13,855
	漁 場 保 全 関 連 特 定 森 林 整 備 事 業 費	141,657
	小 規 模 治 山 事 業 費	20,366
	小 規 模 治 山 事 業 補 助 金	4,924
第9項	農 地 改 良 施 設 県 管 理 費	287,422
第10項	農 地 基 盤 整 備 費	67,590
	国 営 附 帯 県 営 農 地 防 災 事 業 費	
	過 疎 地 域 等 農 道 代 行 事 業 費	83,887
	県 営 地 域 用 水 環 境 整 備 事 業 費	59,402
	団 体 営 基 幹 水 利 施 設 ス ト ッ ク マ ネ ジ ム エ ン ト 助 成 費	16,551
	団 体 営 長 寿 命 化 ・ 防 災 減 災 事 業 助 成 費	72,275
	団 体 営 農 村 振 興 総 合 整 備 事 業 助 成 費	30,155
	基 盤 整 備 促 進 事 業 助 成 費	9,091

	団体営里地棚田保全整備事業助成費	65,274
	耕作条件改善事業助成費	44,643
	県単地すべり防止事業費	32,590
	県単農業・農村整備事業補助金	45,289
	地盤沈下対策農地事業受託費	20,408
	震災対策農業水利施設点検・調査計画補助金	50,720
	農業用水水利権変更更新調査費	42,200
	団体営調査設計事業補助金	299,520
	河川台帳整備費	3,057
	土木施設等環境整備対策費	341,903
	うるおいの新潟創成事業費	49,454
	土木施設県産材使用促進事業費	8,734
	公共事業企画調査費	14,256
	社会資本長寿命化対策費	410,188
	第11項 農地計画費	
第8款 土木費	第1項 土木管理費	

第2項 道路橋りょう費	管理関係道路調査費	147,887
	建設関係道路調査費	83,938
	道路維持管理費	198,566
	舗装道路維持修繕費	288,271
	橋りょう維持修繕費	193,526
	交通安全施設費	151,562
	災害関連道路費	158,122
	道路改築費(県単)	600,375
	地域づくり基盤道路整備事業費	1,198,925
	道路安全施設費	644,995
	道路改善費	343,280
	道路防災対策費	66,462
	橋りょう補修費(県単)	1,282,598
陸道路補修費	310,123	

第3項 河川海岸費	防災・防雪施設補修費	470,321
	雪寒施設整備費	89,499
	道路融雪施設補修費	566,400
	河川管理施設機能確保事業費	165,435
	排水機場等整備費	49,380
	魚野川流域水環境影響調査費	15,220
	河川調査費	12,403
	海岸調査費	500
	ハザードマップ作成・周知支援費	18,000
	河川維持費	248,691
	河川補修費	961,122
	河川環境整備費	15,724
	河川整備促進事業費	45,702
河川災害関連費	266,936	

	河川災害復旧関連緊急事業費	1,010,980
	河川整備備費	512,808
	海岸維持費	13,058
	海岸施設補修費	90,000
	海岸整備費	83,000
	ダム維持管理費	15,427
	ダム施設緊急整備事業費	116,030
	河川総合開発事業費	182,986
	河川川砂防調査費	19,904
	地すべり調査費	2,695
	急傾斜地崩壊対策調査費	262
	砂防設備修繕費	38,246
	砂防施設維持修繕費	14,934
	地すべり防止施設維持修繕費	4,832
第4項 砂防費		

砂防工事費	26,400
土砂災害・火山噴火緊急事業費	339,293
障害防止費	11,526
情報システム修正費	3,300
災害関連緊急地すべり対策費	640,542
地すべり防止工事費	134,064
急傾斜地崩壊防止工事費	36,332
集落雪崩対策費	4,300
都市計画基礎調査費	9,232
持続可能なまちづくり推進事業費	1,188
美しいまちづくり推進事業費	10,908
街路事業費	487,236
街路整備備費	225,895
景観・歴史まちづくり推進事業費	18,886

	公園整備費(県単)	85,000
	公園維持管理費	37,900
	にぎわい空間創出支援モデル事業費	1,010
	流域別下水道整備総合計画策定費	6,707
第6項 建築費	住環境整備費	27,040
	県営住宅管理費	47,540
	既設公営住宅改善費	544,470
第7項 交通費	並行在来線鉄道施設整備補助金	8,700
第9項 港湾費	派川加治川補償用水施設等管理費	10,000
	港湾等調査費	145,056
	港湾修繕費	111,116
	港湾整備費	146,413
	廃棄物埋立護岸管理費	331,435
	港湾環境整備費	35,589



第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	警察庁舎等特別修繕費	49,121	
		佐渡警察署(仮称)等建築費	658,257	
		妙高警察署建築費	41,921	
		交番駐在所建築費	2,268	
		運転免許管理費	84,370	
		110番指令システム維持管理費	12,334	
第10款 教 育 費	第1項 警 察 行 政 費	県立学校整備関係費	7,125	
		高校全面改築費	43,718	
	第2項 教 育 総 務 費	高校大規模・耐震改修費(県単)	1,313,831	
		高校環境整備費	54,177	
		高等学校環境改善補修費	19,000	
	第3項 高 等 学 校 費	特別支援学校全面改築費	119,080	
		特別支援学校大規模・耐震改修費(県単)	77,092	
		特別支援学校バリアフリー整備費(県単)	3,745	
		第4項 特 別 支 援 学 校 費		

	特別支援学校冷房整備費	254,810
	特別支援学校環境整備費	1,728
	少年自然の家建設費	17,485
	埋蔵文化財センター費	9,582
	世界遺産登録推進費	9,520
	万代島美術館維持補修費	8,311
	近代美術館改修費	124,608
	認定こども園整備等補助金	25,504
第11款 災害復旧費	県営漁港災害復旧費	63,583
	林道施設災害復旧事業助成費	33,504
	治山施設災害復旧費	383,691
	耕地災害復旧費	766,745
	建設関係災害復旧費	3,920,128
	港湾関係災害復旧費	583,357
	農林水産施設費	
	農林水産復旧費	
	農林水産復旧費	
	農林水産復旧費	
第5項 生涯学習推進費		
第6項 文化行政費		
第8項 私学教育振興費		
第1項 農林水産復旧費		
第2項 農林水産復旧費		

	第3項 教 害 復 設 災 害 復 施 旧 費	県 単 災 害 復 旧 費	12,511
		学 校 災 害 復 旧 費	5,930
合	計		29,004,211

2 変更				
款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円
第7款 農林水産業費	第2項 地域農政推進費	経営構造対策事業助成費	311,500	327,330
		県営水産生産基盤整備事業費	78,000	140,210
	第7項 水産業費	県営水産物供給基盤機能保全事業費	135,000	249,367
		県営漁港施設機能強化事業費	100,000	567,186
		県営漁港海岸保全事業費	158,100	216,196
	第8項 林業費	林道開設事業費	330,200	694,759
		林道改良事業助成費	23,800	34,160
		民有林造林奨励補助金	86,675	610,481
		復旧治山事業費	120,225	317,228
		緊急予防治山事業費	320,775	357,085
		予防治山事業費	33,600	119,147
		地すべり防止事業費	105,000	298,630

第10項 農地基盤整備費	県営かんがい排水事業費	384,576	2,648,464
	県営基幹水利用施設 ストックマネジメント事業費	420,000	2,302,497
	県営農地防災排水事業費	616,293	1,729,813
	県営湛水防除事業費	949,000	2,166,327
	県営地すべり対策農地事業費	593,500	1,210,262
	県営ため池等整備事業費	1,607,717	2,555,820
	県営地盤沈下対策農地事業費	80,000	530,270
	県営中山間地域総合農地防災事業費	70,000	290,129
	県営特定農業用管水路等特別対策事業費	125,000	205,828
	県営経営体育成基盤整備事業費	9,134,549	11,983,806
	県営農道整備事業費	40,000	129,005
	県営中山間地域対策事業費	375,000	2,383,278
	団体営農業集落排水事業助成費	46,272	49,122
	震災対策農業水利施設点検・調査計画費	134,325	300,824

第8款 土 木 費	第2項 道路橋りょう費	道路 改 築 費	1,492,146	5,613,139
		災 害 防 除 施 設 費	1,019,309	1,984,898
		橋 り よ う 補 修 費	1,015,790	1,729,790
		舗 装 道 補 修 費	1,000,000	1,501,552
		緊 急 地 方 道 路 整 備 費	4,908,118	14,378,052
		緊 急 地 方 道 路 整 備 費 (街 路)	455,700	2,379,811
		第3項 河 川 海 岸 費	455,700	657,166
		広 域 河 川 改 修 費	4,440,450	8,422,412
		河 川 総 合 流 域 防 災 対 策 整 備 費	456,750	952,262
		海 岸 侵 食 対 策 費	392,400	652,400
	第4項 砂 防 費	海 岸 高 潮 対 策 費	316,700	406,700
		堰 堤 改 良 費	492,442	665,238
		通 常 砂 防 費	793,832	2,281,660
		火 山 砂 防 費	88,400	413,509

	砂防総合流域防災対策整備費	365,040	898,058
	地すべり対策費	698,880	1,627,231
	急傾斜地崩壊対策費	185,120	467,093
第5項 都市計画費	公園整備費	482,124	1,019,600
第9項 港湾費	港湾改修費	700,000	893,821
	港湾施設改良統合補助事業費	71,000	222,138
	港湾海岸保全費	300,000	575,253
合 計		36,509,008	80,159,007

平成30年度新潟県有林事業特別会計補正予算

平成30年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正  
1 変更

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 8,288	千円 22,177
		第3次県行造林費	15,810	20,064
合 計			24,098	42,241



<p>平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計補正予算                  (繰越明許費)</p> <p>平成30年度新潟県用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。                  第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。</p> <p style="text-align: center;">第1表 繰越明許費</p>			
款	項	事業名	金額
第1款 用地先行取得事業費	第1項 事業費	用地先行取得事業費	千円 67,620
合 計			67,620

<p>平成30年度新潟県流域下水道事業特別会計補正予算</p> <p>平成30年度新潟県流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(繰越明許費)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。</p> <p>第1表 繰越明許費</p>				
款	項	事業名	金額	額
第1款	流域下水道事業費	第2項 建設費	下水道事業費	1,604,960
合 計			-	1,604,960

平成 30 年 度 新 潟 県 港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算

平成30年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(繰越明許費)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第 1 表 繰 越 明 許 費

款	項	事 業 名	金 額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	55,171 千円
		港湾施設整備費	70,000
合	計		125,171

## 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

## 1 講習会の期日及び場所

開催地	会場名	講習期日
新潟市	新潟ユニゾンプラザ	2019年6月11日（火）
佐渡市	アミューズメント佐渡	2019年6月18日（火）
糸魚川市	糸魚川建設会館	2019年6月20日（木）
新潟市	新潟テルサ	2019年6月28日（金）
上越市	上越人材ハイスクール	2019年7月2日（火） 2019年7月3日（水）
長岡市	長岡新産管理センター	2019年7月5日（金）
新発田市	新発田市生涯学習センター	2019年7月9日（火）
三条市	燕三条地場産センターメッセピア	2019年7月17日（水）
十日町市	十日町地場産センタークロス10	2019年7月19日（金）
新潟市	新潟テルサ	2019年8月7日（水）
村上市	村上市民ふれあいセンター	2019年8月23日（金）
新潟市	新潟テルサ	2019年8月29日（木）
長岡市	長岡新産管理センター	2019年9月4日（水）
柏崎市	柏崎エネルギーホール	2019年9月10日（火）
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター	2019年9月12日（木）
糸魚川市	糸魚川建設会館	2019年9月18日（水）
上越市	上越人材ハイスクール	2019年9月25日（水） 2019年9月26日（木）
新潟市	新潟テルサ	2019年10月2日（水）
小千谷市	小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや	2019年10月17日（木）
新発田市	新発田市生涯学習センター	2019年11月1日（金）
新潟市	新潟テルサ	2019年11月6日（水）
長岡市	長岡新産管理センター	2019年11月8日（金）
三条市	燕三条地場産センターメッセピア	2019年11月14日（木）
上越市	上越人材ハイスクール	2019年11月21日（木） 2019年11月22日（金）
新潟市	新潟テルサ	2020年2月6日（木） 2020年2月7日（金）

## 2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

## 3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、午前9時から

午後の講習の場合は、午後1時から

講習時間 午前の講習の場合は、午前9時30分から午後12時30分まで

午後の講習の場合は、午後1時30分から午後4時30分まで

## 4 受講申請受付期間

(1) 講習期日が6月11日（火）のときは、2019年5月7日（火）から21日（火）まで

(2) 講習期日が6月18日（火）のときは、2019年5月14日（火）から28日（火）まで

(3) 講習期日が6月20日（木）のときは、2019年5月16日（木）から30日（木）まで

(4) 講習期日が6月28日（金）のときは、2019年5月24日（金）から6月7日（金）まで

- (5) 講習期日が7月2日(火)、3日(水)のときは、2019年5月28日(火)から6月11日(火)まで
- (6) 講習期日が7月5日(金)のときは、2019年5月31日(金)から6月14日(金)まで
- (7) 講習期日が7月9日(火)のときは、2019年6月4日(火)から18日(火)まで
- (8) 講習期日が7月17日(水)のときは、2019年6月12日(水)から26日(水)まで
- (9) 講習期日が7月19日(金)のときは、2019年6月14日(金)から28日(金)まで
- (10) 講習期日が8月7日(水)のときは、2019年7月3日(水)から17日(水)まで
- (11) 講習期日が8月23日(金)のときは、2019年7月19日(金)から8月2日(金)まで
- (12) 講習期日が8月29日(木)のときは、2019年7月25日(木)から8月8日(木)まで
- (13) 講習期日が9月4日(水)のときは、2019年7月30日(火)から8月16日(金)まで
- (14) 講習期日が9月10日(火)のときは、2019年8月2日(金)から16日(金)まで
- (15) 講習期日が9月12日(木)のときは、2019年8月6日(火)から23日(金)まで
- (16) 講習期日が9月18日(水)のときは、2019年8月9日(金)から28日(水)まで
- (17) 講習期日が9月25日(水)、26日(木)のときは、2019年8月21日(水)から9月4日(水)まで
- (18) 講習期日が10月2日(水)のときは、2019年8月28日(水)から9月11日(水)まで
- (19) 講習期日が10月17日(木)のときは、2019年9月12日(木)から26日(木)まで
- (20) 講習期日が11月1日(金)のときは、2019年9月27日(金)から10月11日(金)まで
- (21) 講習期日が11月6日(水)のときは、2019年10月2日(水)から16日(水)まで
- (22) 講習期日が11月8日(金)のときは、2019年10月3日(木)から17日(木)まで
- (23) 講習期日が11月14日(木)のときは、2019年10月10日(木)から24日(木)まで
- (24) 講習期日が11月21日(木)、22日(金)のときは、2019年10月17日(木)から31日(木)まで
- (25) 講習期日が2020年2月6日(木)、7日(金)のときは、2019年12月27日(金)から2020年1月16日(木)まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内  
 郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490  
 公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

4,700円分の新潟県収入証紙で納入

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は免状、受験票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会及び市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は公益財団法人新潟県危険物安全協会(025-285-3490)へ行うこと。

**工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について(公告)**

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	7月24日(水)	技術士センタービルI
消火設備	7月17日(水)	新潟ユニゾンプラザ
	11月6日(水)	新潟ユニゾンプラザ
	11月19日(火)	ハイブ長岡
警報設備	7月18日(木)	新潟ユニゾンプラザ
	11月7日(木)	新潟ユニゾンプラザ
	11月14日(木)	上越テクノスクール
	11月20日(水)	ハイブ長岡
避難設備・消火器	7月19日(金)	新潟ユニゾンプラザ

	11月8日(金)	新潟ユニゾンプラザ
	11月15日(金)	上越テクノスクール
	11月21日(木)	ハイブ長岡

## 2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

## 3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分程度

## 4 受講申請手続

## (1) 受付期間

## ① 7月講習

2019年6月10日(月)から2019年6月21日(金)まで

## ② 11月講習

2019年9月6日(金)から2019年9月20日(金)まで

## (2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ 2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

## (3) 必要書類等

① 受講申請書(講習区分ごとに提出する。)

② 写真1枚(申請書提出前6ヶ月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。)

③ 受講手数料7,000円(新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付する。)

## 5 その他

## (1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

## (2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

## (3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話025-284-2420

## 調理師試験の実施について(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、2019年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

## 1 試験日時

2019年10月12日(土)

午後1時30分から午後3時30分まで

## 2 試験の場所

第1会場 新潟県庁(新潟市中央区新光町4番地1)

第2会場 燕三条地場産業振興センター(三条市須頃1-17)

## 3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

#### 4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて2年以上（週4日かつ1日6時間以上又は週5日かつ1日5時間以上）調理の業務に従事した者。

#### 5 提出書類

- (1) 受験申請書
- (2) 受験票・写真台帳
- (3) 証紙納付書
- (4) 受験票送付用封筒
- (5) 卒業証明書
- (6) 調理業務従事証明書
- (7) 印鑑登録証明書（該当者のみ）
- (8) 戸籍抄本等（該当者のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）
- (9) 国籍等表示のある住民票（外国籍の場合のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

上記(1)～(4)及び(6)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

なお、平成30年度新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(5)及び(6)の提出を省略することができる。

#### 6 受験手数料

- (1) 受験手数料は、6,400円の額に相当する新潟県収入証紙を証紙納付書の所定の位置に貼って納入すること（収入証紙は消印しないこと）。
- (2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。

#### 7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先

##### (1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

##### ア 受付期間

2019年5月13日（月）から6月7日（金）まで（当日消印有効）

##### イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当  
（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階）

##### (2) 団体窓口受付（5名以上の受験申請を団体等でとりまとめ、直接持参する場合）

事前に提出先に電話連絡をすること。

##### ア 受付期間

2019年5月13日（月）から6月7日（金）までの平日午前9時から午後5時まで

##### イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当  
（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階）

#### 8 合格者の発表

2019年11月29日（金）

#### 9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター（03-3667-1815）へ行うこと。

---

#### 特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の平成31年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成32年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成31年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 調達をする物品等の種類

---

次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事中材料類
- (9) 雑類

## 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

## 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

### (1) 法人の場合

ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所がある場合には主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書

カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

### (2) 個人の場合



- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書
- カ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 4 申請書類の作成に用いる言語等
- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の請求
- 申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。  
申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「物品等入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、あて先を明記した返信用封筒（角形2号）に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。  
また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することも可能である。  
<http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20buppin.html>
- 6 申請の時期
- 平成32年3月31日まで随時受け付ける。  
なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。
- 7 資格審査結果の通知
- 物品等入札参加資格を有すると決定したときは、物品等入札参加資格承認通知書により通知する。
- 8 資格の有効期間
- 物品等入札参加資格決定の日から平成32年3月31日までとする。
- 9 申請書の提出先及び照会先
- 郵便番号950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課物品契約係  
電話025-280-5490（直通）

#### 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の平成31年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に平成32年2月29日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達をする庁舎等管理業務の種類
- 次のとおりとする。
- (1) 建築物清掃業務

- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

## 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）
- (2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、これらを得ている者
- (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (4) 後記3に規定する税について未納がない者
- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ウ 暴力団員であると認められる者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

## 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

### (1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県に事務所又は事業所（2以上の事務所又は事業所を有する場合にあつては、主たる事務所又は事業所。以下同じ。）を有する法人にあつては、新潟県の県税納税証明書
- キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない法人にあつては、法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

### (2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平

成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。) (被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類) 及び民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書(日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類)

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類

エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ 新潟県に事務所又は事業所を有する者にあつては、新潟県の県税納税証明書

キ 新潟県に事務所又は事業所を有しない者にあつては、所得税の納税証明書

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

#### 4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

#### 5 申請書用紙の請求

申請書用紙は、新潟県出納局会計検査課で交付する。

申請書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書用紙請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒(角形2号)に250円切手を貼って同封し、出納局会計検査課へ請求すること。

また、申請書用紙については、新潟県出納局ホームページ(下記ホームページアドレス)から取得することも可能である。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kaikeikensa/20chousya.html>

#### 6 申請の時期

平成32年2月29日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

#### 7 資格審査結果の通知

庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。

#### 8 資格の有効期間

庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から平成32年2月29日までとする。

なお、平成32年3月1日以降有効な資格については、別途公告する。

#### 9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話025-280-5490(直通)

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ウェブカメラシステム賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成31年4月2日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

ウェブカメラシステム賃貸借契約

---

(2) 調達案件の仕様、納入期限、納入場所等  
入札説明書及び仕様書による。

2 入札に関する必要事項を示す(入札説明書の配布を含む。)期間、場所及び問合せ先

(1) 期間

本公告の日から平成31年4月24日(水)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

(2) 場所

新潟県警察本部警務部会計課調度係

なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(3) 問合せ先

ア 契約手続に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

電話番号 025-285-0110 内線2235

イ 仕様に係るもの

郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部刑事部刑事総務課企画係

電話番号 025-285-0110 内線4021

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であつて、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本賃貸借契約又は同様の契約について、過去3年の間に新潟県警察又は他の都道府県警察との間に契約実績があることを証明した者であること。

(4) 賃貸借契約期間中の迅速な保守等サポート体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて新潟県知事から確認を受けている者であること。

4 本件入札に係る参加資格の確認

本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、新潟県知事の確認を受けなければならない。この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の提出

ア 提出期間 平成31年4月2日(火)から平成31年4月24日(水)まで(新潟県の休日を定める条例第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 郵便番号 950-8553

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部警務部会計課調度係

ウ 提出方法 持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、アの期間内に必着させるとともに、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。

エ 提出書類 入札説明書による。

(2) 参加資格の確認結果の通知

提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定する。

本件入札に係る参加資格の確認結果については、平成31年5月10日(金)午後1時以降に2(3)アへ問い合わせること。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成31年5月15日(水) 午前11時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1 新潟県警察本部1階入札室

## 6 入札手続

### (1) 入札の方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人(法人にあつては、代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、2(3)アに定める問合せ先を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)を平成31年5月14日(火)の午後5時までに新潟県警察本部に配達し、文書收受の手続を受けること。

### (2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

### (3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。その他は、入札説明書による。

### (4) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 無効入札

入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## 8 入札保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の5に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第43条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 9 契約保証金

入札金額を契約期間の月数で除した金額に12を乗じて得た金額に100分の8に相当する金額を加算した金額の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

## 10 その他

### (1) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

### (2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

### (3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

### (4) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ この公告に定めるもののほか、本件の入札及び賃貸借契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則及び日本国の関係法令の定めるところによる。

## 11 Summary

(1) Nature and quantity of the products or services to be procured:

Leasing contract for a system of webcams

(2) The time and place of the opening of tenders:

Date: Wednesday, May 15, 2019

Time: 11:30 a.m.

Place: Niigata Prefectural Police Headquarters Building

First Floor, Contract Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, JAPAN

## 病院局告示

## ◎新潟県病院局告示第3号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月2日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

## 1 委託する事務

各新潟県立病院における診療費等の窓口収納事務

## 2 受託者の所在地及び名称

新潟市中央区米山2丁目5番地1

株式会社BSNアイネット

## 3 委託期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## ◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第9条の2の規定により、収入の納付について代理納付させるため、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成31年4月2日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

## 1 指定した事務

新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立坂町病院、新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおいて、納入義務者に代わって診療費等の収入を納付する事務

## 2 指定代理納付者の住所及び名称

(1) 東京都文京区本郷3丁目33番5号

三菱UFJニコス株式会社

(2) 東京都港区南青山5丁目1番22号 青山ライズスクエア

株式会社ジェーシービー

## 3 指定期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

## 正 誤

平成31年1月29日付け県報第8号主要目次中

ページ	行	誤	正
1	17	4 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）	1 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程（病院局業務課）

平成31年1月29日付け新潟県病院局管理規程第4号（新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程）

中

ページ	行	誤	正
6	1	新潟県病院局管理規程第4号	新潟県病院局管理規程第1号